(令和８年度版)

湖西市認可保育施設利用案内

１.**認可保育施設について**…… Ｐ２

２.**教育・保育給付認定について**…… Ｐ４

３.**認可保育施設の申込みにあたっての注意事項** …… Ｐ６

・令和８年度４月入園受付スケジュール…… Ｐ８

・年度途中受付スケジュール …… Ｐ９

・入園申請書類受付期間 …… P10

・必要書類や注意点について …… P11

・施設型給付費・地域型保育給付費等・保育給付認定申請書【記入要領】 P15

・きょうだい同時申し込みについて …… P19

・就労証明書【確認事項】 …… P22

・申立書【記入要領】 …… P24

・診断書【記入要領】 …… P26

・代替保育届出書【記入要領】 …… P27

・在籍（入園予定）証明書【記入要領】 …… P28

４．**選考について**…… P29

５．**湖西市外にお住まいの方の申し込み、湖西市外施設への申込みについて**… P33

６.**利用申込み後（待機中）の手続きについて**…… P34

７.**内定・承諾後について** …… P36

・教育・保育給付認定変更について …… P36

８.**利用者負担（保育料）・副食費の免除判定について** …… P37

９.**利用者負担（保育料）の納付方法について** …… P40

10.**一時預かり事業（一時保育）について**…… P41

11.**ＦＡＱ（よくあるご質問）**…… P42

12.**認可保育施設一覧**…… P47

・提出された書類の返却はできません。また写し（コピー）の提供等も行っていません。
・申請後、利用状況に変更があった場合は速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。

【お問合せ先】
湖西市役所　保育幼稚園課　TEL：053-576-1156（直通）
受付時間　８：45～17：15（土日祝・年末年始 12/29-1/3 を除く）

１.認可保育施設について

小学校就学前の認可保育施設について、市内では大きく分けて次の種類があります。

① 認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

② 保育所

保護者が就労等によりお子さまを保育できない場合、保護者に代わって保育を行う施設です。

③小規模保育事業

保育所より少人数の定員（6～19人）で、０歳児から２歳児までの保育を行います。
卒園後は①②の園で引き続き受け入れ、教育または保育を提供します。

【注意】

認定こども園の幼稚園部、幼稚園の入園を希望する方の申込先は、市役所ではなく各こども園・幼稚園となります。

≪令和８年度におけるクラス年齢と児童の生年月日≫
４月１日時点の年齢で決定します。年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	児童の生年月日
０歳児	令和　７年（2025 年）４月２日　～
１歳児	令和　６年（2024 年）４月２日　～　令和７年（2025 年）４月１日
２歳児	令和　５年（2023 年）４月２日　～　令和６年（2024 年）４月１日
３歳児	令和　４年（2022 年）４月２日　～　令和５年（2023 年）４月１日
４歳児	令和　３年（2021 年）４月２日　～　令和４年（2022 年）４月１日
５歳児	令和　２年（2020 年）４月２日　～　令和３年（2021 年）４月１日

利用できる認可保育施設を確認しよう！

保護者が就労の事由で申込む場合

お子さまの年齢は？
令和８年４月１日の前日の年齢
※P2 の表をご覧ください。

０歳から２歳まで

働き方は？（予定含む）

両親のどちらかが働いている。又はひとり親で働いていない。

以下のような事業をご利用できます
- ●一時預かり事業（一時保育）
- ●幼稚園を満３歳児から利用（受入施設のみ）

※受入の可否は直接施設にご確認ください。
- ●ファミリー・サポート・センター

両親ともに働いている。又はひとり親で働いている。

１か月の就労時間は？

64 時間未満

以下のような事業をご利用できます
- ●一時預かり事業（一時保育）
- ●幼稚園を満３歳児から利用（受入施設のみ）

※受入の可否は直接施設にご確認ください。
- ●ファミリー・サポート・センター

64 時間以上

【３号認定】
①認定こども園（保育園部）
②保育所
③小規模保育事業
を利用できます

３歳から５歳まで

働き方は？（予定含む）

両親のどちらかが働いている。又はひとり親で働いていない。

【１号認定】
①認定こども園（幼稚園部）
②幼稚園（公立・私立）
を利用できます

申込方法等は各施設にご相談ください。

両親ともに働いている。又はひとり親で働いている。

１か月の就労時間は？

64 時間未満

【１号認定】
①認定こども園（幼稚園部）
②幼稚園（公立・私立）
を利用できます

申込方法等は各施設にご相談ください。

64 時間以上

【２号認定】
①認定こども園（保育園部）
②保育所
を利用できます

申請書・申し込みについては保育幼稚園課にご相談ください。

認可外保育施設について

湖西市にある認可外保育施設の多くはその企業で働いている方向けの施設です。ただし PEVE モリの子保育園（トヨタバッテリー）については令和７年度より地域枠を設定しています。詳しくは P48 をご覧ください。

湖西市外の認可外保育施設を検討する場合は、受託年齢、利用料、預けられる時間、入園条件は施設によって異なる可能性があるため、施設に直接ご確認ください。

２.教育・保育給付認定について

認可保育施設を利用するためには、教育・保育給付認定申請を行い、２号または３号の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	利用する保護者の条件	利用先
１号認定（教育認定）	満３歳以上から小学校就学前まで	なし	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
２号認定（保育認定）		「保育を必要とする事由」に該当し、認可保育施設で保育を希望	認可保育園 認定こども園（保育園部） 小規模保育事業所
３号認定（保育認定）	満３歳未満		

【保育を必要とする事由】

２号または３号の認定を受けられるのは、保護者のいずれもが「**保育を必要とする事由**」としていずれかに該当し、お子さまをご家庭で保育できない場合です。未就学児のきょうだいがいる場合、認可保育施設・認可外保育施設・幼稚園等に通っていない場合はすべての児童の申込みが必要となります。

保育を必要とする事由		保護者の状況	利用できる期間 （認定期間）
1	就労　※1	月 64 時間以上の就労 （フルタイム・パートタイム・居宅内外労働）	就労が継続している期間
2	介護・看護	親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護に要する期間
3	就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合	卒業予定日・終了予定日の月末
4	求職活動　※2 （起業準備含む）	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	入園後 90 日目が属する月の月末まで
5	妊娠・出産　※3	母親が出産間近、または出産後間がない場合	出産予定日の８週前の日が属する月の初日から産後８週間を経過する月の月末まで
6	疾病・障がい	保護者が疾病等で入院している場合や 障がいを持っている場合	療養に要する期間
7	災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている場合	災害復旧に要する期間
8	児童虐待やＤＶ	児童虐待・ＤＶを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

※１　就労をしていても１か月の就労時間が 64 時間に満たない場合は、１の就労には該当しません。
４の求職活動として保育利用を申し込むことになります。

※２　入園後 90 日以内に利用基準（月 64 時間以上）を満たす「就労証明書」を提出していただきます。「就労証明書」が提出されず、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合には退園していただきます。

※３　認定期間満了後は退園していただきます。引き続き在園を希望する場合は、生まれたお子さまとともに再度、２号または３号の認定申請および利用申込みをしていただき、改めて利用調整（選考）となります。また、出産予定日の８週前の月に就労される場合でも５の妊娠・出産として保育利用を申し込むことになります。

○上のお子さまがすでに保育施設を利用しており、保護者が下のお子さまの育児休業を取得している場合、上のお子さまは継続して利用ができます。

保育標準時間・短時間認定について

２号または３号認定については、保護者の就労時間等により、「保育標準時間認定」、「保育短時間認定」に区分されます。利用者負担額(保育料)や延長(時間外)保育の取り扱いも、この区分に応じて異なります。１日の利用可能時間は原則、保育標準時間認定は 11 時間まで、保育短時間認定は８時間までとなっています。(実際の保育時間は仕事の時間と通勤に必要な時間等、家庭の状況に応じて異なります。)

<table>
<tr><th>NO.</th><th>保育を必要とする事由</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr>
<tr><td>1</td><td>就労</td><td rowspan="3">１か月あたり 120 時間以上</td><td rowspan="3">１か月あたり 120 時間未満　※１</td></tr>
<tr><td>2</td><td>介護・看護</td></tr>
<tr><td>3</td><td>就学・職業訓練</td></tr>
<tr><td>4</td><td>求職活動</td><td></td><td>保育短時間認定のみ</td></tr>
<tr><td>5</td><td>妊娠・出産</td><td colspan="2" rowspan="4">保護者の希望により選択が可能</td></tr>
<tr><td>6</td><td>疾病・障がい</td></tr>
<tr><td>7</td><td>災害復旧</td></tr>
<tr><td>8</td><td>児童虐待やＤＶ</td></tr>
</table>

※１　保護者のどちらかが、１か月あたり 120 時間以上の就労等が確認できない場合は、原則、保育短時間認定となります。(すでに入園していても就労先が変更となった場合は適用する)

<table>
<tr><th colspan="3">開所時間</th></tr>
<tr><td colspan="2">保育標準時間（７:00～18:00)</td><td>延長時間
18:00～19:00</td></tr>
<tr><td>延長時間
７:00～８:30</td><td>保育短時間（８:30～16:30)</td><td>延長時間
16:30～19:00</td></tr>
</table>

※延長保育については保育施設によって異なりますので、各保育施設に直接お問い合わせください。

【教育・保育給付認定の申請及び支給認定証の発行】

○「保育を必要とする事由」、「保育の必要量」を確認し、「支給認定証」を交付します。

※「支給認定証」は保育の必要性を判定したもので、保育施設への入園をお約束するものではありません。

※教育・保育給付認定申請の内容と事実が異なる場合、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

※申請内容の調査等に時間を要する関係上、「支給認定証」の発送は入園希望月の前月上旬（４月入園１次選考の場合は１月中旬）となります。

○「支給認定証」は初回の利用調整結果と併せて送付します。手続きの際に必要となる場合がありますので、紛失しないよう保管してください。

※求職活動中で保留となった場合には、入園が決定した際に交付します。

○お子さまが３歳になる前月に、３号認定（３歳未満）から２号認定（３歳以上）への切り替えの通知書及び新しい「支給認定証」を交付します。(手続きは不要です)。

※有効期間が終了した場合、既に発行している「支給認定証」は無効となります。

○湖西市に転入予定で申込みをされた方については、住民票登録後に「支給認定証」を交付します。

○転園申込みをされた方については「支給認定証」は既に交付済みのため改めて交付はしません。

《支給認定証の認定内容変更や再発行を希望する場合》

「教育・保育給付認定変更申請書」や「支給認定再交付申請書」の提出が必要となります。必要書類を添付して、保育幼稚園課に提出してください。

３.認可保育施設の申込みにあたっての注意事項

認定申請および利用申込みの前に

○入園は先着順ではありません。締め切り後、「湖西市保育施設利用調整指数表」に基づき選考を行い、決定します。

○申込みの内容と事実が異なる場合、入園の内定・承諾を取り消すことがあります。

○希望する園については、できる限り園見学を事前に行い、対象のお子さまの様子を園の保育士に見てもらったうえで申込みしてください。

○育児休業取得中の場合は、**入園月に復職することを条件として**、利用申込みをすることができます。**保育施設に入園できた場合は、必ず入園月中に復職してください。**復職できない場合は入園取り消しとなる可能性があります。（例：育児休業終了日が４月 22 日　＝　育児休業からの復帰日は４月 23 日　＝　４月１日入園）

※必ず勤務先と相談の上、入園希望月を決定してください。

○認可保育施設ごとに、会費（後援会費・父母会費等）や体操服・園服等の費用が別途かかる場合があります。

○申込みをするお子さまのきょうだいの利用者負担額や保護者の市税等に未納がある場合は、利用調整において減点対象となります。詳細は指数表をご確認ください。

○産休明けから入園の申請をすることはできますが、「母乳しか飲めない」「首が据わっていない」など園で保育することで児童の生命に危険が及ぶと判断される場合には、入園が内定となっていても、入園できない（お待ちいただく）ことがあります。

生後６か月未満で入園を希望する場合には、申請前に希望する園をお子さまと一緒に見学し、お子さまの様子を園の保育士が確認して入園についての相談をした上で申請をしてください。

○内定辞退は原則、入所月の前月の 20 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までにご連絡ください。

○きょうだいがすでにいずれかの園に在園中の場合は、申請保護者名を統一してください。どちらで申請しているか分からない場合は、父母両方の氏名を併記してください。

申込みの流れについて

1　施設見学に行き
希望する施設を選びます

2　保育幼稚園課（おぼと１階）で申込書類一式を受け取ってください
電子申請も可能です

3　申込書類一式を整えます

4　申込書類一式を保育幼稚園課へ提出します

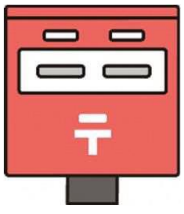

【郵送の場合】
・必ず切手を貼ってください
・締切日当日必着となります
・不足書類があると受付できない場合があります
・本人確認書類（免許証等の両面コピーを添付してください）

5　湖西市が教育・保育給付認定、利用調整を行います

内定・承諾　園へ連絡・利用の開始

保留　希望する場合次回以降の選考

お子さまの発達や行動、体について心配がある場合

○お子さまが障がいをお持ちである場合や、発達面（言葉の遅れや落ちつきがない等）、健康面（病歴や持病等）に不安がある場合は、必ず利用申込み前に希望する施設へお子さまと一緒に見学に行き、施設の保育士にご相談ください。なお、施設の受入態勢が整わず、入園をお受けできない場合もありますので、期間に余裕をもってお早目にご相談ください。

また、お子さまが医療的ケアを必要とする場合には、あらかじめ保育幼稚園課（☎053-576-1156）にご相談ください。

ひとり親で申請する場合

○別居中で離婚調停中または裁判中の場合は、離婚調停・裁判中であることが分かる裁判所等の発行する書類が必要です。これにより利用調整の指数を加点しますが、離婚が成立するまでは保育料・給食費の算定に配偶者の市民税額を算入します。

○別居しており、離婚が成立している場合は、ご提出いただく書類はありません。

※以下の場合は**ひとり親としては申請できない**ため、父母ともに保育を必要とする事由が分かる書類の提出が必要です。（保育料・給食費の算定も入ります。）

●離婚が成立している、または調停中であるが、住民票が同住所の場合

●住民票は別住所だが、離婚成立や離婚調停ができていない場合（書類なし）

【育児休業を取得している方の注意事項】

○復職とは**同じ職場に同じ労働条件（労働契約上）で復職**することとしています。（育児短時間勤務を利用して、労働契約上の就労時間より短い時間で復職することは可能です。）同じ職場でも労働契約上の日数・時間が短くなる場合や、退職または転職する場合は、利用調整の指数が復職の場合とは異なります。復職で申込みをした方が、復職に該当しない場合、内定取り消しとなる場合があります。

○派遣社員の方は、派遣条件に変更がない場合、派遣先の変更は可能ですが、就労日数や時間等が短くなるなど利用指数が下がる場合は、内定取り消しとなる場合があります。

○育児休業の延長を希望される場合は、「育児休業を延長し、延長期間の終了月に、入園を希望する」にチェックしてご提出ください。優先順位を下げての利用調整となります。ただし、希望園に空きがある場合は入園内定となることがあります。入園内定となったにも関わらず、復職ができない場合は、内定辞退となり、その後、申込みする際に減点がかかります。（利用調整の減点は翌年度の４月入園申込み分まで適用します。）

入園内定となった場合は、育児休業延長等の手続きに必要な「保育施設入所保留通知」の発行はできませんので、ご注意ください。

○育児休業給付金の申請については、勤務先または勤務先を管轄しているハローワークにお問い合わせください。市ではご案内できません。

令和８年度４月入園受付スケジュール

【一次受付】

★書類配布：令和７年 10 月１日(水)　～　　保育幼稚園課で配布します。

★書類受付期間：令和７年 10 月１日(水)　～　令和７年 11 月 25 日(火)【締切日当日必着】

※１　先着順ではありませんので、不備なく書類をそろえて受付期間内に提出してください。

※２　締切後に不備等が確認された場合は受付ができないことがあります。

※３　提出書類の内容に不備等が確認された場合は保育幼稚園課より連絡させていただきます。

【保育幼稚園課】053-576-1156

☆一次選考☆

★結果通知発送日：令和８年１月 13 日(火)

※４　自宅に届くのは発送日の翌日以降となります。
　　電話による結果についての回答はできかねます。

内定・承諾　　保留

【二次入園受付】

新規申込み

★書類受付期間：令和８年１月 13 日(火)
～令和８年１月 20 日(火)【締切日当日必着】※1.2.3 に同じ

★希望園等変更期間：令和８年１月 13 日(火) ～ 令和８年１月 20 日(火) ８時 30 分から 17 時 15 分

☆二次選考☆　二次選考の対象世帯は、令和８年１月 13 日(火)から令和８年１月 20 日(火)までの受付期間に申込みをした世帯と一次選考対象世帯で入園保留になった世帯となります。

★結果通知発送日：令和８年２月 10 日(火) ※４に同じ

内定・承諾　　保留

５月選考へ
申込みは原則、令和９年３月(令和８年度中)入園選考まで有効

令和８年４月１日現在、保留となった方について

○妊娠・出産等の場合を除き、令和９年３月中(令和８年度中)までの入園選考の対象となります。空きが生じて入園内定となった場合は、入園内定月の前月 10 日前後に通知を発送します。

令和８年４月１日現在、内定・承諾となった方について

○「保育料決定通知書」（０～２歳児クラスのみ、「入所承諾通知書(公立こども園・保育所のみ)」、「入所内定通知書(私立こども園・小規模保育施設)」、「副食費免除決定通知書(３歳児以上の該当者のみ)」は結果通知と一緒に送付します。

年度途中入園受付スケジュール　　※先着順ではありません

★書類配布　令和７年 10 月１日（水）　～　　保育幼稚園課で配布します。

★新規申請・申請内容変更期間　【郵送の場合は締切日当日必着】

入園希望前々月の 20 日頃　～　入園希望前月の 10 日頃（詳細は P10 をご覧ください）

※１　**先着順ではありません**ので、不備なく書類をそろえて**受付期間内に提出してください。**

※２　締切後に不備等が確認された場合は受付ができないことがあります。提出の際には内容について伺いますので、答えられるようにしておいてください。

※３　提出書類の内容に不備等が確認された場合は保育幼稚園課より連絡させていただきます。

【保育幼稚園課】053-576-1156

選考

内定・承諾

入園予定月の前月中旬に結果を郵送します。

利用開始（入園）

入園は、毎月１日からとなります。辞退される場合は、速やかに保育幼稚園課にご連絡ください。

【保育幼稚園課】053-576-1156

保留

初月のみ「保育所等入所保留通知」を郵送します。なお、利用申込書類は、妊娠・出産等の場合を除き、令和９年３月（令和８年度中）入園申込みまで有効となります。令和９年度も引続き申込みを希望される場合は、新たに申込みの手続きが必要となります。（申込みを取下げる場合は、取下げ書の提出が必要となります。P35 をご覧ください。）

翌月の選考へ

申込みは原則、妊娠・出産等の場合を除き、令和９年３月（令和８年度中）入園申込みまで有効となり、毎月審査されます。令和９年度も引続き申込みを希望される場合は、新たに申込みの手続きが必要となります。（申込みを取下げる場合は、取下げ書の提出が必要となります。P35 をご覧ください。）

追加書類の提出について

申込みの内容に変更があった場合は、新規申請・申請内容変更期間（P10 参照）に書類を提出してください。「書類の提出方法について」は P34. P35 をご覧ください。

入園申請書類受付期間

入園月ごとに書類の受付期間があります。期間外の受付はできかねますのでご注意ください。
※利用希望期間の開始月が空欄の場合は、書類を受付した期間の入園希望として受付します。

・受付時間は**平日の８時 30 分から 17 時 15 分まで**となります。
・期間外の受付はできませんのでご注意ください。

入園希望月	新規申請・申請内容変更期間
令和８年４月（１次）	令和７年１０月　１日（水）　～　令和７年１１月２５日（火）
４月（２次）	令和８年　１月１３日（火）　～　令和８年　１月２０日（火）
５月	令和８年　２月　２日（月）　～　令和８年　３月１９日（木）
６月	令和８年　３月　２日（月）　～　令和８年　４月１７日（金）
７月	令和８年　４月　１日（水）　～　令和８年　５月２０日（水）
８月	令和８年　５月　１日（金）　～　令和８年　６月１９日（金）
９月	令和８年　６月　１日（月）　～　令和８年　７月１７日（金）
10 月	令和８年　７月　１日（水）　～　令和８年　８月２０日（木）
11 月	令和８年　８月　３日（月）　～　令和８年　９月１８日（金）
12 月	令和８年　９月　１日（火）　～　令和８年１０月２０日（火）
１月	令和８年１０月　１日（木）　～　令和８年１１月２０日（金）
２月	令和８年１１月　２日（月）　～　令和８年１２月１８日（金）
３月	

※郵送の書類が受付期間を過ぎて届いた場合は、翌月の選考からの対象となります。

利用調整について

申込み期間内に提出された書類に基づいて、希望する認可保育施設の利用調整を行います。

※希望者数が多い場合は、利用調整指数表のうち、基本指数と調整指数の合計により利用調整を行います。（先着ではありません。）

※合計指数が同じ希望者が複数いる場合、「同点の場合の優先順位」をもとに利用調整を行います。

※保育施設の状況により、定員に達していなくても受け入れをしない場合があります。

【利用調整の結果通知】

○利用調整の結果を入園希望月の前月 10 日までに郵送にて通知します。10 日までは電話による問合せ・窓口での回答はできかねます。

○利用申込みをした最初の入園希望月は結果の通知を送付します。希望月に入所保留となり、継続して入園を希望する場合、翌月以降は入園が内定した場合のみ内定・承諾の通知を送付します。

【保留の場合】

○入園が保留となった場合は、希望により同年度内は継続して毎月利用調整をしますので申請書を毎月提出する必要はありません。翌年度も利用申込みを希望する場合は、４月入園の申込み期間中に申込書類一式を改めて提出する必要があります。提出がないと３月入園利用調整後、翌年度利用調整の対象から外れます。

また保留通知書には、氏名・希望した園・調整指数について・申請日等が記載されます。

○保留通知書は年度内１回のみ発行とします。通知書には希望した園、利用調整点数等について、記載されます。２回目以降は保留通知書ではなく、「保育施設入園待機証明書」を発行します。希望する方は「保育施設入園待機証明書発行依頼書」を提出してください。発行は選考結果が確定する入所前月中旬頃となります。

保育施設入園待機証明書には氏名・希望した園・申請日・内定辞退の有無等が記載されます。

【電子申請について】　★令和８年度より申請書の電子申請がはじまりました★

○電子申請をされる方はこのページ内の二次元コードを読み取り、申込みをしたい月の期限内（23：59）に申請してください。
○期限を過ぎてから提出された申請書は、翌月の選考となります。
○就労証明書等の保育を必要とする書類を提出する際、証明日がないものは受付できません。証明日がないものがアップロードされていた場合は、紙での提出をお願いする場合があります。
○添付書類以外の申請内容に不備があった場合は、窓口にて修正していただきます。
○入力項目が複数あるため、こまめに一時保存をしてください。
○今までどおり紙で申請される方は申請書を記載の上、保育幼稚園課の窓口へご提出ください。

電子申請は
こちらから

【電子申請後の流れ】

○申請書提出後の流れは、この案内の P6. P8. P9 を確認してください。
○不備・不足書類（添付ファイル）がある場合は、市から電話にて連絡します。
不備・不足内容をご確認いただき、添付書類の修正は保育幼稚園課の窓口に直接書類をご提出いただくか、メール（youji@city.kosai.lg.jp）に書類を添付していただき、申請月の期限内に保育幼稚園課宛てに送付してください。
添付書類以外の不備は直接窓口で修正をお願いします。電話・メールでの受付はできませんので、メールに返信いただいても無効となります。
○申請書の提出後に希望園の変更等をする場合は、保育幼稚園課の窓口で手続きをしてください。

必要書類や注意点について

利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認の上、提出してください。

提出した書類は返却できませんので、コピー等をとって保管しておいてください。（育児休業中の方は勤務先・ハローワークから提出した書類の写しを求められる場合があります）

★＝申込み時に不足・不備があると、申込自体が無効となる書類
▲＝申込み時に不足・不備があっても申込自体は有効となるが利用調整基準点に加点されないまたは減点になる書類

〈すべての方が必要な書類〉

必要な書類	注意点	記入要領
施設型給付費・地域型保育給付費 等教育・保育給付認定申請書 （２号・３号認定用）	記入要領をご覧ください １. 出産予定について⇒出産予定がある場合は予定日を記入してください ２. 祖父母の状況⇒同居の有無に関わらず、記入してください	P15～P18
	１. 申込児童の保育状況⇒申込児童の認可保育施設利用状況、現在の保育状況、入園選考の結果、待機となった場合の保育状況について記入してください ※待機となった場合の保育状況が未記入の場合は家庭での保育可能とみなします ２. 申込児童の健康状況⇒申込児童の現在の健康状況について記入してください	
きょうだい同時申込申請書	2. きょうだいで同時申込みをする場合⇒「同時申込みする場合の意向」について漏れのないように記入してください	P19～P21

【別表１】★保育を必要とすることを証明する書類 ※父・母それぞれ最低一つずつ必要となります。

【例】父：就労　　母：親族の介護 を理由に保育が必要な場合
父→類型Ａ　　《必要な書類》様式 就労証明書
母→類型Ｆ　　《必要な書類》様式No.① 申立書兼誓約書、診断書（任意様式可）
（診断書の代わりに要介護認定通知・障害者手帳等のコピーでも可）

類型	保護者等の状況
A	雇用されている方（内定含む）
	内職の方
	自営業の方
B	求職活動または起業準備を行っている方
C	妊娠・出産の方
D	入院・療養中の方
E	障がいがある方
F	親族の常時介護・看護または施設通所の付添いをしている方
G	災害により自宅や近隣の復旧にあたっている方
H	保護者が学校に通っている方（就学内定含む）
I	保護者が死亡、行方不明等のため不存在の場合

様式No.	必要な書類（様式名）	注意点 追加で必要となる書類	記入要領
★	就労証明書	※内職の方…勤務者の申告に基づき、雇用主の方に記入を依頼してください ※転入予定の方…転入後の就労先の就労証明書を提出してください	P22 P23
★①	申立書	追加書類なし	P24 P25
		★母子健康手帳）（表紙と分娩予定日が分かるページ）のコピー	
		★診断書 ※きょうだい分についてはコピーを添付してください	P24 P25 P26
		★障害者手帳または療育手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページ）のコピー	P24 P25 P26
		★診断書（任意様式可） ※きょうだい分についてはコピーを添付してください ※診断書の代わりに要介護認定通知・障害者手帳等のコピーでも可としています	
		保育幼稚園課にご確認ください	
		★①在学証明書または（入学前の場合）合格通知書のコピー ★②カリキュラムのコピーまたは指導教授による在籍を証明するもの（任意様式）	
		保育幼稚園課にご確認ください	

〈ひとり親家庭として申請できる条件と必要書類〉

世帯の状況	保育を必要とすることが分かる証明書の提出が必要な対象者	ひとり親家庭と認定するために追加で必要な書類
離婚かつ別居（住民票が別）が成立している場合	現在、申込児童を監護している方	なし
離婚調停中で住民票が別の場合		★離婚調停中であることが分かる裁判所の書類のコピー

※以下の状況の場合、ひとり親家庭としての申請はできないため、父母ともに保育を必要とすることが分かる証明書を提出してください。

・離婚成立または離婚調停中であるが、住民票が同住所の場合

・住民票は別住所であるが、離婚成立や離婚調停ができていない場合

【別表２】★世帯の状況により必要となる書類 ※当てはまらない場合は、提出不要です。
〈以下に該当する方〉

世帯の状況		様式No.	必要な書類	注意点	記入要領
申込児童	認証保育所・認可外保育施設・事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業に預けている	★ ③ ④	（代替保育届出書 ＋ 入所契約書のコピー） または 在籍（入園予定）証明書	在籍（入園予定）証明書を提出する場合は代替保育届出書と入所契約書のコピーの提出は不要です	P27 P28
	親族等に預けている	★ ③	代替保育届出書 ＋ （親族が市外在住の場合） 保育を行っている親族の身分証明書のコピー	身分証明書は氏名・住所地が分かるページをコピーしてください	P27
	同伴就労している	▲ ③	代替保育申請書	追加で提出していただく書類があります	
就学前の申込児童以外のきょうだい	幼稚園・認証保育所・認可外保育施設・企業主導型保育事業または児童発達支援施設を利用している（認可保育施設を利用している場合は対象外）	★ ③ ④	（代替保育届出書 ＋ 入所契約書のコピー） または 在籍（入園予定）証明書	在籍（入園予定）証明書を提出する場合は代替保育届出書と入所契約書のコピーの提出は不要です	P27 P28
（父・母・申込児童のうち） 外国籍の方がいる		★	世帯全員の 在留カード（原本）		—
申込児童と住民票上の同世帯に障害者手帳等の交付を受けている方がいる		▲	障害者手帳または 療育手帳等のコピー	氏名・等級・有効期限の分かるページをコピーしてください	—
生活保護を受給している		▲	生活保護証明書のコピー	担当のケースワーカーに依頼をしてください	—
申込児童に集団保育の必要があると医師や専門家の所見がある		▲	診断書もしくは医師等の意見書	診断書・意見書は任意様式で構いません	—
保護者が里親の方		★	措置決定通知書のコピー		—
出産予定がある場合		★	母子健康手帳のコピー	表紙と分娩予定日が分かるページをコピーしてください	—

書類のダウンロードはこちらから

世帯の状況	必要書類
【基準日：令和７年１月１日】 令和７年１月１日現在、湖西市に住民登録がない方 ※令和７年１月２日以降に湖西市に転入された方 ※単身赴任等で保護者の住民票が湖西市にない方等	以下のいずれか１つ ▲令和７年度市区町村民税（非課税）課税証明書（令和７年１月１日現在の居住地の市区町村が発行する合計所得、控除額が分かるもの） ※きょうだい申込みの場合、きょうだいのいずれかに原本を添付すればコピーでも構いません ［給与所得の方］ ▲令和７年度住民税特別徴収税額通知書のコピー ※対象者氏名、税額計算に関わる項目がすべてわかるようにコピーしてください ［事業をなさっている方］ ▲令和７年度住民税納税通知書のコピー ※対象者氏名、税額計算に関わる項目がすべてわかるようにコピーしてください ※以下の場合は保育料が最高額（８階層）・副食費免除対象外となります。また、選考で同一点数となった場合の優先段階８の扱いが最高額となります。 ・証明書等未提出の場合 ・年度誤りの場合（正：令和７年度） ・証明書誤りの場合
【期間：令和６年１月１日～令和６年12月31日】 令和６年中に海外勤務期間がある方	［海外の収入が分かるもの］ ▲令和６年中の海外勤務期間中の所得額や社会保険料等（１月～12月の12か月分）の各種控除等が分かる証明書類 ※外国語の証明の場合、日本語訳を添付してください。

〈該当の基準日・期間の住所が湖西市以外の方〉

＜令和８年１月１日現在、湖西市に住民登録がない場合＞
令和８年９月以降の利用者負担額（保育料）を決定するにあたり、令和７年度の課税資料（例年、当該年度の６月頃発行開始）の提出を依頼する場合があります。
入園のタイミングによっては提出締切日まで期間が短いことがありますので、該当する方はあらかじめご準備いただくことをおすすめします。

＜証明日／発行日について＞
就労証明書、診断書、在籍証明書等の各種証明については、証明日／発行日が証明書等提出日から３か月以前の場合は無効となりますので、ご注意ください。

★＝申込み時に不足・不備があると、申込み自体が無効となる書類
▲＝申込み時に不足・不備があっても申込み自体は有効となるが、利用調整基準点に加点されないまたは減点になる書類

書類のダウンロードはこちらから

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（２・３号）【記入要領】

様式第１号（第４条関係）

記入した申込書の写しを必ずとっておいてください。

【☞重要】
黒のボールペンで丁寧に記入してください
鉛筆、消せるボールペン等での記入は無効となります
修正する場合は、修正箇所に二重線を引き、余白に正しい情報をご記入ください（訂正印は必要ありません）
修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください

（宛先）湖西市長
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付
また、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定や副食費免除の決定に必要な市町村民税の情報（同一世帯
特定教育・保育施設

①保護者氏名を記入してください
※父・母どちらでも構いません
兄姉がすでに在園している場合は保護者名を合わせてください
通知の送付先となります

②連絡先を記入してください

者　住所　湖西市鷲津〇〇〇-1
氏名　湖西　太郎
ＴＥＬ（父）090-△△△△-□□□□
（母）080-〇〇〇〇-▽▽▽▽

申請に係る小学校就学前子ども	氏　名	生年月日	個人番号
	（ふりがな）こさい　いちろう 湖西　一郎	令和７年　７月　７日	職権によるマイナンバー調査に同意します。☑
保育の希望の有無（※）	有　：保護者の労働又は	③入園を希望する児童名を記入してください	利用を希望する場合
	無　：幼稚園等の利用を希望する場合		

※「有」の場合はすべての項目に、「無」の場合はこのページの項目のみに必

⑤☑を入れた場合、番号の記入は不要です。番号を記入した場合は書類提出時にカード原本をお持ちください
調査に同意しない場合は「課税証明書」を提出してください

①世帯の状況

	（ふりがな）氏　名	児童との続柄		職業又は名等	
児童の世帯員	こさい　たろう 湖西　太郎	父		湖西	職権によるマイナンバー調査に同意します。☑
	こさい　はなこ 湖西　花子	母	1990 年 7 月 15 日	(株)新居	職権によるマイナンバー調査に同意します。☑
	あらい　たろう 新居　太郎	祖父	1957 年 12 月 12 日	農業	職権によるマイナンバー調査に同意します。☑ 12345
	あらい　はなこ 新居　花子				職権によるマイナンバー調査に同意します。☐ 98765432112
					職権によるマイナンバー調査に同意します。☐
令和７年１月１日の住所地	父：湖西市・他市町村（　　） 母：湖西市・他市町村（　　）			令和８年１月１日の住所地	父：湖西市・他市町村（　　） 母：湖西市・他市町村（　　）
生活保護の状況	適用なし・適用あり（　年　月　日保護開始）				☐ひとり親家庭該当世帯

④申込み児童以外の同居（同地番）家族全員を記入してください

【☞重要】
保育料・給食費の算定で使用するものです

⑥令和７年１月１日現在の住所を記入してください
※令和７年１月１日現在の住所が湖西市外の方は、（）に市町村名を記入してください

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用		1日　から	☑	小学校
			☐	年
利用（事業者）名	第 1希望		見学☑	第
	第 2希望		見学☑	第
	第 3希望	〇△保育園	見学☐	第
	第 4希望		見学☐	第

⑧生活保護の受給状況に☑を入れてください
※ありの場合は、受給開始日を記入し、生活保護証明書のコピーを提出してください
※生活保護証明書がない場合は、担当のケースワーカーにご相談ください

⑦ひとり親家庭の場合、☑を入れてください

⑨利用希望期間と希望園を記入してください
※空欄の場合は書類を受付した期間の入園希望月とみなします
記入した園について見学をしていれば☑をしてください
施設一覧はP47. P48を確認してください

③保育の利用を必要とする理由等

⑩父母の保育を必要とする事由にそれぞれ☑を入れてください

※保護者の就労または疾病等の理由により保育[illegible]て保育の利用を希望する場合に記入してください。

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	☑就労　☐求職活動　☐妊娠・出産 ☐就学　☐その他（	
	母	☑就労　☐求職活動　☐妊娠・出産 ☐就学　☐その他（	

⑪希望する保育認定時間に☑を入れてください
また利用曜日・利用時間は目安で構いませんので記入してください
※求職活動事由での申込みの場合、保育短時間認定となります
※その他不明な点についてはP5～P6 をご覧ください

希望する利用時間	利用曜日	
	月　曜日から　金　曜日まで	７：００から　１８：００まで
	保育認定時間の希望	
	☑保育標準時間（7 時～18 時）　☐保育短時間（8 時 30 分～16 時 30 分） ※延長保育については園によって異なりますので、直接お問い合わせください。 月の就労・介護等・就学が 120 時間未満の場合は短時間認定となります。	

出産予定日	出産を予定している場合は事由に関係なくご記入ください。　年　月　日
出産後の就労	☐産後休暇後から仕事復帰する　☐育児休業を取[illegible]た後、仕事復帰する　☐仕事はしない

⑫これから生まれる予定のお子様がいるご家庭については、出産予定日と出産後の就労について記入してください

2　祖父母の状況　　※市内に住んでいる場合[illegible]ださい。

		父方		母方	
祖父	（フリガナ） 氏　名	コサイ　ジロウ 湖西　二郎 （ 75 ）歳	（フリガナ） 氏　名	アライ　タロウ 新居　太郎 （ 65 ）歳	
	住　所	☐同居 ☐同居予定 （　年　月頃 ） ☑別居　（住所をお書きください） 湖西市古見〇〇〇-1	住　所	☑同居 ☐同居予定 （　年　月頃 ） ☐別居　（住所をお書きください）	
祖母	（フリガナ） 氏　名	コサイ　ハナ 湖西　はな （ 68 ）歳	（フリガナ） 氏　名	アライ　ハナコ 新居　花子 （ 64 ）歳	
	住　所	☐同居 ☐同居予定 （　年　月頃 ） ☑別居　（住所をお書きください） 湖西市古見〇〇〇-1	住　所	☑同居 ☐同居予定 （　年　月頃 ） ☐別居　（住所をお書きください）	

⑬申込児童からみた祖父母の状況をわかる範囲で記入してください

祖父母が同居（敷地内または隣地に居住[illegible]

・祖父母の就労は必須ではありません。（[illegible]

・父母が非課税等の時は祖父母等のいずれか市民税額の高い方が**保育料・給食費算定の対象**となる場合があります。

【市記載欄】

※職員確認欄

身元確認	免・旅・在留・個人番号ｶｰﾄﾞ・住基ｶｰﾄﾞ 国保・社保・後期・介護・年金 その他（　）

個人番号	個人番号ｶｰﾄﾞ・住民票の写し その他（　）

1　申込み児童の保育状況　　★該当する箇所はすべてご記入ください。

現在の保育状況	①自宅で保育（□父 □母） ②育児休業中（□父 ☑母）育休取得により一度認可保育園等を退園した場合は園名をお書きください。（　　）
	③同居の祖父母（□祖父 □祖母）④親族（住所：　　相手先）
	⑤□幼稚園・こども園・保育園 ⑥□認可外保育施設 ⑦[illegible]
	⑤～⑧に該当する方は施設名（　　） ⑩□その他（　　）
	⑪同伴就労（□父 □母） 危険物の取扱いの有無：□無 □有 有の場合⇒対象物 □大型機械 □劇薬 □火気 □刃物 □その他（　　）
	⑤～⑨に該当する方は、以下の内容について該当する箇所にご記入ください。
	期　間（　　年　　月頃から利用している） 利用頻度（月平均　　日利用）

⑭申込児童の現在の保育状況を記入してください

質問１　育児休業の延長を希望する方で利用調整点数を０点にする場合はチェックしてください。

□ 利用調整基準点を０点とする。（すでにきょうだいが在園中の場合は対象外です。）

※チェックがある場合、優先順位を下げての選考となります。またこの取り扱いは優先順位を下げるものであり、保留になることを確約するものではありません。

質問２　希望月に入園できなかった場合の保育について教えてください。

☑欠員ができ次第、入園を希望する。（育児休業の延長期間中も欠員ができ次第、入園を希望する。）→質問３へ

□ 育児休業を延長し、延長期間の終了月に、入園を希望する[illegible]

□ 希望月以降は、入園を希望しない。（申請を取下げる）※[illegible]

質問３　入園が保留となった場合の保育状況について教えて[illegible]

□ 上記の「現在の保育状況」で示した状態を継続する。　（具体的に[illegible]ください。）

☑ 上記の「現在の保育状況」以外の保育を検討する。　職場の託児所を利用する

⑮利用調整の結果、待機となった場合の申込児童の保育の見通しを具体的に記入してください
※未記入の場合は家庭での保育可能とみなします

2　申込み児童以外の小学校就学前のきょうだいについてお書きください。

氏　名	湖西　次郎	生年月日	令和３年　８月 10 日

今後の保育予定	**保護者が自宅で保育をする場合は、入園の申込みはできません。**
	①□認定こども園（保育部）・保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業を利用
	②認☑定こども園（幼稚園部）・幼稚園 ③□認可外保育施設 ④職場内託児所（□父 □母） ⑤□市外保育施設
	①～⑤に該当の場合（施設名：▲▲幼稚園）
	⑥親族が保育を行う（ 同居 ・ 別居→住所：　　）（続柄：　　）
	⑦□知人 ⑧□その他（[illegible]

氏　名	
今後の保育予定	**保護者が自宅で保育をする場合[illegible]**
	①□認定こども園（保育部）・保[illegible]
	②□認定こども園（幼稚園部）・幼稚園 ③□認可外保育施設 ④職場内託児所（□父 □母） ⑤□市外保育施設
	①～⑤に該当の場合（施設名：　　）
	⑥親族が保育を行う（ 同居 ・ 別居→住所：　　）（続柄：　　）
	⑦□知人 ⑧□その他（[illegible]

⑯認可保育施設の申込みをしない小学校就学前のきょうだいの氏名・保育状況等を記入してください
該当のきょうだいがいる場合には、**「代替保育届出書」**または**「在籍（入園予定）証明書」**を一緒に提出してください

⑰外国籍の方は自己評価による日本語の理解度に〇を付けてください

【外国籍の方】 日本語の理解度についてあてはまる番号に〇を付けてください。	わからない			ふつう		わかる
父	1	2	3	4	5	
母	1	2	3	4	5	
申請児童	1	2	3	4	5	

3　申込み児童の健康状況　　**※すべての項**

⑱申込児童の申込み時点での健康状況を記入してください
（申込み時点でわかっている範囲で記入してください）

アレルギー等の有無	☑無 □有⇒□気管支喘息 □アトピー性皮膚炎 □アレルギー性結膜炎 □春季カタル □アトピー性角結膜炎 □アレルギー性鼻炎 □アナフィラキシー □エピペン処方 □アレルギー【□花粉 □虫 □動物 □ハウスダスト □食物 □その他（　　）】
食物アレルギー等による食事制限	□不明・☑無 □有⇒ □卵黄 □卵白 □乳成分 □小麦 □そば □落花生 □えび □かに □くるみ □アーモンド □いか □いくら □あわび □鮭 □鯖 □オレンジ □カシューナッツ □キウイフルーツ □牛肉 □ごま □大豆 □鶏肉 □豚肉 □バナナ □マカダミアナッツ □もも □やまいも □りんご □ゼラチン □その他（　　）
持病の有無	☑無 □有　有の場合は病名をお書きください。病名
通院の有無	☑無 □有 ⇒□週　日 □月　日 □年　回 診断内容（病名等）
入院歴の有無	☑無 □有⇒平成・令和　年　月頃　～平成・令和　年　月頃 診断内容（病名等）
医療的ケアの有無	☑無・□以前あり（　年　月頃まで　内容：　） □有⇒　【医療的ケアの内容】　（　）内は該当に○を付けてください 経管栄養（　経鼻　・　胃ろう　・腸ろう　）　頻度： □吸引（　口腔　・　鼻腔　・気管切開部　）　頻度： □インスリン注射・血糖値測定　□その他（具体的に：　）頻度： かかりつけ医：　病院　科　主治医 **保育施設において集団保育及び医療的ケアを受けることについて、主治医に相談していますか？** □はい（主治医の意見：　）□いいえ（未相談） **※医療的ケアが必要な場合には、申請書の提出前に必ず保育幼稚園課へご連絡ください。**
処方薬	☑無　□有⇒与薬：□経口　□注入　□坐薬　□その他（　） 服薬時間：□朝　□昼　□夕　□その他（　）
子育てで心配していること困っていること	☑無　□有⇒内容： （例：よく泣く・偏食が多い・かんしゃくを起こす・落ち着きがない・言葉が遅い・視線が合わない） 相談先機関：
療育機関への通所の有無	☑無　□有⇒療育機関： 通所頻度：□月　日　□週　日
相談支援事業所の利用の有無	☑無　□有⇒事業所名：
障害者手帳や手当等の受給状況	☑無 □身体障害者手帳（　）級　□精神障害者保健福祉手帳（　）級 □療育手帳　（A・B）　□特別児 □自立支援医療（育成医療）　□重度心身障害者医　□小児慢性特定疾病医療費助成
乳幼児健診・予防接種の状況	４か月健診（☑受診 □未受診）10 か月健診（□受診 ☑未受診）１歳６か月健診（□受診 ☑未受診） ３歳児健診（□受診 ☑未受診）※未受診の理由→☑年齢未達 ・ □その他（　） 健診時の指摘事項 ☑無 □有（　） **予防接種**　☑定
集団保育にあたり配慮が必要なこと	

年齢未達の健診は未受診に☑してくださ

内定・承諾した施設に、記入されている健康状況をあらかじめお伝えすることがあります。
すべての項目に回答し、未記入がないようにしてください。

きょうだい同時申し込みについて　【記入要領】

きょうだいで同時申込みする場合　※下表より該当の番号をご記入ください。
きょうだいで一部ご提出ください

No.	同時申込みする場合の意向	希望 No.
①	申込児童全員が同時期・同施設の入園ができなければ入園を希望しない。（同時期・同施設）	
②	きょうだいが別施設の入園となっても良いが同時期でなければ入園を希望しない。（同時期・別施設）	
③	きょうだいが別時期の入園でも良いが同施設でなければ入園を希望しない。（別時期・同施設）	
④	きょうだいが別時期・別施設の入園でも良い。（別時期・別施	

※１園しか希望しない場合は②④は選択できません。

①きょうだい申込みをする方は
必ず記入してください
選択肢の選び方については
P20・P21をご覧ください

③④を選択した場合は、以下の質問にお答えください。

入園内定した場合のご意向をお答えください。希望を１か所選択し☑をし　　。

★２人きょうだいで同時申込みする場合

きょうだいのうち１人のみ内定となった場合
A ☐　上の子が内定しなければ利用は希望しない
B ☐　下の子が内定しなければ利用は希望しない
C ☐　どちらの子が先でもよい

★３人きょうだいで同時申込みする場合

きょうだいのうちどなたかが内定となった場合
D ☐　上の子が内定しなければ利用は希望しない
E ☐　中の子が内定しなければ利用は希望しない
F ☐　下の子が内定しなければ利用は希望しない
G ☐　上の子と中の子が共に内定した場合のみ利用希望
H ☐　上の子と下の子が共に内定した場合のみ利用希望
I ☐　中の子と下の子が共に内定した場合のみ利用希望
J ☐　どの子が先でもよい

入園できなかったお子さんの入園できるまでの保育の見通しをご記入ください。

上の子	
中の子	
下の子	

②きょうだいのいずれかが入園できなかった場合の保育状況を記入してください
※きょうだいのいずれかが認可保育施設に入園した場合、入れなかったお子様については家庭保育の選択はできません（保護者との同伴就労を除く）

※入園できなかったお子様を

（記入例：認可外保育園に入園する、幼稚園に入園する、職場内託児所を利用する、同伴就労する、など）

きょうだいのうちどなたかが内定となった場合はどうしますか？

☐ 内定しなかった子について、入園申請を取り下げる。
☐ 内定しなかった子について、次月以降も入園調整をかけ続ける。（この場合、きょうだい同時申込の加点はなくなります。）

きょうだい申込みの方法を確認しよう！

➢[基準]

就学前のきょうだいが同時に申込みをした場合、申請書に記入された意向を基に利用調整を行います。申込児童のうち複数の施設と利用調整が可能な場合は、希望順位に関係なく同施設入園を優先して調整を行います。

➢[利用調整方法]

下表のとおり、同施設入園を優先します。ただし、同施設調整が複数可能な場合には希望順位を優先します。

（例）きょうだい共に希望する施設が同じ場合

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	利用調整可	利用調整可	利用調整可	×	×	×	×
第２子	×	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	利用調整可

【結果】

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	―	内定	―	―	―	―	―
第２子	―	内定	―	―	―	―	―

（例）の場合、第１希望の施設は第２子が利用調整できないため、第２希望・第３希望での調整となります。この場合、希望順位の高い第２希望に内定となります。

〈きょうだい申込みフローチャート〉

２人申込み

同時期

同施設 → 希望 No.① ●同じ施設、同じ順位で記入してください。１人が内定しても、もう１人が内定しないと２人とも内定しません。

別施設 → 希望 No.② ●申込み児童がそれぞれ希望する施設を記入してください。１人が内定しても、もう１人が内定しないと２人とも内定しません。

希望 NO.③④を選択した方は質問１に進む「複数回答不可」
質問１：入園内定した場合のご意向をお答えください。
⇒きょうだいのうち１人が内定となった場合…

別時期

同施設 → 希望 No.③
- Ａ上の子が内定しなければ入園を希望しない
- Ｂ下の子が内定しなければ入園を希望しない
- Ｃどちらの子が先でもよい

●１人が内定しても、もう１人が内定しない場合があります。

別施設 → 希望 No.④
- Ａ上の子が内定しなければ入園を希望しない
- Ｂ下の子が内定しなければ入園を希望しない
- Ｃどちらの子が先でもよい

●申込み児童がそれぞれ希望する施設を記入してください。

〈きょうだい申込み例〉

順位	現在の保育状況	保護者の希望	どちらかが内定の場合の意向	選択
上の子	認定こども園の幼稚園部に通園中	通っている認定こども園の保育部に入園したい	仕事復帰したいので下の子だけでも入園させたい	③ Ｂ
下の子	育休明けの入園希望	上の子が通っている認定こども園の保育園部に入園したい		

順位	現在の保育状況	保護者の希望	どちらかが内定の場合の意向	選択
上の子	職場の認可外保育施設に通っている	通っている施設が２歳で退園となるのでどうしても入園したい	下の子は入園できなかったら職場の認可外保育施設に入園できるため上の子だけでも入園させたい	④ Ａ
下の子	育休明けの入園希望	仕事に復帰したいので入園したい		

選択した希望NO.によっては調整できない場合があります。

（例）希望NO.①（同時期・同施設）を選択した場合、下表のように全ての児童が保留となります。

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第２子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	保留	保留	保留	保留	保留	保留	保留
第２子	保留	保留	保留	保留	保留	保留	保留

（例）希望NO.②（同時期・別施設）を選択した場合、下表のようにきょうだい別々の施設となる可能性があります。なお、いずれかの兄弟が第１希望～第７希望で調整がつかない場合、全ての児童が保留となります。

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第２子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	内定	―	―	―	―	―	―
第２子	―	―	―	内定	―	―	―

（例）希望NO.③（別時期・同施設・下の子優先）を選択した場合、下表のように上の子は保留となる可能性があります。

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第２子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	―	―	―	―	―	―	―
第２子	―	―	―	内定	―	―	―

（例）希望NO.④（別時期・別施設・下の子優先）を選択した場合、下表のように別々の施設となる可能性があります。
また、上の子の利用調整ができない場合、下の子のみ内定となる可能性があります。

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	利用調整可	利用調整可	×	×	利用調整可	×	×
第２子	×	×	×	利用調整可	×	利用調整可	利用調整可

	第１希望	第２希望	第３希望	第４希望	第５希望	第６希望	第７希望
第１子	内定	―	―	―	―	―	―
第２子	―	―	―	内定	―	―	―

〈希望NO.③で選考の結果、きょうだいのいずれかのみ内定となった際の手続き〉

きょうだいで複数園に希望を出していたが、いずれかのきょうだいが内定したことにより、翌月以降の利用調整（選考）で保留となったお子さまが内定したお子さまと同じ施設のみを希望される場合、希望園変更の手続きが必要となります。手続きがされない場合、内定したお子さまと別の園で内定となる場合があります。なお、内定を辞退されますと、利用調整で減点（-15点）となりますのでご注意ください。

就労証明書【確認事項】

【☞重要】
自営業者以外は必ず雇用先の事業所の方に記入・作成をお願いしてください。
※保護者の方が記入・作成した場合は無効となります。
湖西市に申込みの場合、No.7・12・17 は任意記載事項となります。

湖西市長　　宛

①宛先は「湖西市長宛」になっていますか？

②証明日は記入されていますか？
※証明日が証明書の提出日３か月以前の場合は無効となります。

事業所名	株式会社　湖西
代表者名	代表取締役　○○　○○
所在地	湖西市吉美3268番地
電話番号	053 — 576 — 1111
担当者名	●● ●●
記載者連絡先	053 — 576 — 1156

下記の内容について、事実であることを証明し

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

③本人氏名・生年月日は記入されていますか？

⑥雇用の形態の該当箇所に☑は入っていますか？

④雇用年月日は記入されていますか？
※無期雇用の場合は、雇用開始日が記入されていることを確認してください。

⑤右上欄に記載の所在地（証明書発行事業所在所）と異なる就労先の場合住所は記入されていますか？

No.	項目	
		☐ 電気・ガス・熱供給・水道業　☐ 不動産業・物品賃貸業　☐ 医療・福祉　☐ 教育・学習　☐ 複合サービス事業　（　）
2	フリガナ	コサイ　タロ
	本人氏名	湖西　太郎　　生年月日　1990 年 1 月 1 日
		☐ 無期　☑ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日
		名称　株式会社　湖西
		住所　湖西市吉美3268番地
		☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員
		☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間 175 時間 0 分（うち休憩時間 1890 分）
		一月当たりの就労日数　月間 20 日
		平日　8 時 30 分 ～ 17 時
		土曜　時 分 ～ 時
		日祝　時 分 ～ 時
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間
		就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　時 分 ～ 時
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年 月　年月　年 月
		日／月　時間／月　日／月　時間／月

⑦勤務時間は就労日数、休憩時間も含めて漏れなく、不備なく記入されていますか？
固定就労の場合または変則就労の場合のいずれかに記入されていますか？
※月間時間や月間日数を空欄で提出されるケースが多発しています。
書類不備となりますので、提出前に必ず確認の上、提出してください。

⑧育児休業取得期間は正しく記入されていますか？

		取得中　年 月 日 ～ 年 月 日
		取得中　☐ 取得済み
		025 年 9 月 2 日 ～ 2027 年 3 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病
		期間　年 月 日 ～ 年 月 日
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2027 年 4 月 1 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　時 分
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☑ 有　☑ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可　☑ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☑ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年 月 日 ～ 年 月 日

⑨復職（予定）年月日は正しく記入されていますか？

⑩有期雇用の場合、雇用契約満了後の更新の有無に☑は入っていますか？

⑪「☑否」の場合でも入所月内での復職が条件となりますので、事前の勤務先を調整してください。

⑫保護者記入欄は保護者の方が手続きで記入してください。

	生年月日	施設名	
	2025 年 7 月 7 日	新居幼稚園	☐ 利用中　☑ 申込中（第一希望）
19	児童名	生年月日	施設名

証明書の内容について、発行元に電話で確認する場合があります。
保護者の方が偽装、変造（無断作成・改変）した場合、刑法において「私文書偽造罪」「私文書変造罪」「私電磁的不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますので、ご注意ください。

就労証明書の記載について

【必須記載事項】

NO. 1	業種は選択されていますか？
NO. 2	氏名、生年月日は記載されていますか？
NO. 3	雇用（予定）期間等は無期雇用の場合、雇用開始日のみ記載してください □有期雇用：開始日と終了日は記載されていますか？ □無期雇用：開始日は記載されていますか？
NO. 4	本人就労先事業所は記載されていますか？
NO. 5	雇用の形態は選択されていますか？
NO. 6	就労時間を記載してください。 固定就労の場合、変則就労の場合どちらかの記載があれば問題ありません。 注意　**□合計時間、一月当たりの就労日数に記載はありますか？** **□勤務時間は記載されていますか？**
NO.19	保護者記載欄に児童名等が記載されていますか？

【任意記載事項】

NO. 7	記載は任意です。
NO. 8	
NO.10	
NO.12	
NO.17	
NO.18	

【必要に応じて記載が必要な事項】

NO. 9	育児休業を取得している方で記載がない場合は、育児休業取得の加点（＋５）が付きません。 育児休業をいつから取得していて、いつまで取得予定か記載してください。
NO.11	NO.9 の会社への復職日を記載してください。書いた日付通りの復職でなくても同月中であれば問題ありませんが、入園が決定した際には「復職証明書」を会社で証明してもらいます。
NO.13	保育士等としての資格を持ち、その資格で勤務している場合はチェックがないと保育士加点が付きません。（市内勤務＋８、市外勤務＋１）
NO.14	NO.3 で有期雇用に該当する方で更新予定がある場合は、記載してください。記載がない場合は契約を更新していないとみなし、90 日以内に再度就労証明書の提出が必要となります。就労証明書が 90 日以内に提出されない場合は、90 日目の月末で退園となります。
NO.15	育児休業を切り上げて保育申請をする場合、切り上げの可否の記載が必要です。記載がない場合は、育児休業が終了する月以外の申込みはできません。
NO.16	入所が保留となった場合、育児休業が延長できるか確認する項目です。記載がなくても問題ありませんが、育児休業を取得している方で入所が保留となった場合は、「育児休業取得証明書」を別で提出していただきます。

申立書【記入要領】

申立書

(1)～(7)のうち保育ができない理由として当てはまる箇所のみ記入してください

湖西　一郎	母
在籍園名（在園児のみ）	児童生年月日
	令和７年７月７日

（宛先）湖西市長

住　　所　湖西市鷲津〇〇〇－１

申立日 2025 年 11 月 25 日

申 立 者　湖西　花子

電話番号　080－〇　〇－▼▼▼▼

【必須項目】
記入日を記入してください

【必須項目】
申立者欄には保育ができない方の名前を記入してください
例：母が求職活動で申し立てをする場合、
母の名前を記入してください

下記の状況により児童の家庭保育が困難であ

(1) 求職活動について

下記の内容について事実と相違ありません。保育所等利用申込（継続）にあたり、現在求職活動中（起業準備を含む）のため、就労証明書の提出ができません。利用開始日（継続の場合は前退職日）から 90 日を経過する月末までに就職し、就労証明書を提出します。

なお、90 日を経過する月末までに利用基準（月 64 時間以上）を満たす就労をしない場合は、保育施設を退所します。

求職活動の方法	☐ ハローワークを利用している。 ☐ 民間職業紹介所を利用している。 ☐ 労働者派遣会社を利用している。 ☐ 求人企業等に応募し、現在採用面接を受けている。 ☐ 起業準備を行っている。 ☑ 入園が決定したら求職活動をする。
求職活動の頻度	平均　週 2 日　・　月＿＿＿日　程度
最近の求職活動	
求職活動中の保育状況	☑ 親族〔 ☐ 祖母　☑ 祖父　☐ その他（　　）〕 ☐ 保育施設名等（　　）（ ☐ 正規入園　☐ 一時保育 ） ☐ 同伴　☐ その他（　　）

現在の求職活動の状況について記入してください

(2) 妊娠・出産について

【添付書類】母子手帳のコピー
（表紙・分娩予定日の分かるページ）

下記の事項について事実と相違ありません。

なお、妊娠・出産を理由とする入園は出産予定日から前８週間の日の初日から産後８週間を経過する日の翌日の月末までが認定期間となり、認定期間終了後、保育施

出産予定日	8　年　11　月　30　日
医療機関名	△△病院

出産予定日・出産予定医療機関名を記入してください
申込みする際には、母子手帳のコピーを必ず添付してください

(3) 障害について

【添付書類】障害者手帳等のコピー

手帳の種類	身体障害者
保育の可否	☐ 可　☑ 否

お持ちの手帳の種類、保育の可否について記入してください
申込みする際には、手帳のコピー（氏名・等級・有効期限がわかるページ）を必ず添付してください

裏面へ続く

(4) 疾病・負傷について

【添付書類】診断書（治療期間、児童の保育ができない旨の記載があるもの）

傷病名	○○病　〔 □ 入院　☑ 通院（自宅療養）〕
入院・通院期間	令和 7 年 3 月 10 日 ～ 　年 　月 　日
通院状況	平均 週 　日 ・ 月 2 日 程度
医療機関名	□□病院
医療機関所在地	湖西市鷲津

疫病・負傷の状況について記入してください
申込みする際には、診断書を必ず添付してください

(5) 介護・看護・施設通所の付添いについて

【添付書類】診断書、障害者手帳、介護認定の状況が分かるもの等のコピー

介護・看護・付添いをしている時間帯	平均 週 5 日 ・ 月 　日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 6 時 00 分
対象者氏名	新居 花子　（児童との続柄： 祖母 ）
対象者住所	☑ 同居 □ 別居（
傷病名	○○病
入院・通院・通所の状況	□ 入院　☑ 通院（自宅療養）　□ 通 医療機関名または施設名（ ××病院
手帳の内容	身体障害者 手帳 3 級
介護認定の状況	要介護（ ）

介護・看護の状況について記入してください
申込みする際には、介護・看護対象者の状況がわかる診断書（任意様式可）、障害者手帳等のコピーまたは介護認定状況がわかる証明資料のコピーのいずれか１つを必ず添付してください

(6) 就学（または予定）について

【添付書類】在学証明書または合格通知書・カリキュラムのコピー

学校名	△△△
学校所在地	湖西市鷲津○○番地の△△
電話番号	053-▽▽▽-□□□□
在学期間	令和５年 4 月 1 日 ～ 令和９年 3 月 31 日
在学状況	☑ 月　☑ 火　☑ 水　☑ 木　☑ 金　□ 土　□ 日 １日あたり平均 7 時間受講
卒業後の就労	☑ 予定なし　□ 予定あり（就労予定年月日：令和９年４月１日）

就学の状況について記入してください
申込みをする際には、以下の２点を添付してください
①在学証明書または（入学前の場合）合格通知書のコピー
②カリキュラムのコピー（授業時間がわかるもの）

(7) その他

保育できない（具体的に記入してください）	

【注意事項】

◆内容に虚偽が確認された場合は無効とさせていただきます。
この場合、保育施設の内定取消や教育・保育認定の取消しとなることがあります。

問合せ先：湖西市こども未来部 保育幼稚園課 TEL

書類のダウンロードはこちらから

診断書【記入要領】

※様式は任意です。
必要事項が記入されていれば可とします

診断書（治療）

どちらか○で囲んでください。	児童名	児童との続柄
	湖西　一郎	祖母
申込中・入園予定 在園中	第一希望（在園）施設名	児童生年月日 7

【☞重要】
担当医師に記入を依頼してください

※以下の内容は、担当医師が記入してください。

氏名	湖西　花子	生年月日	1990 年　7　月　15　日　　生
傷病名	○○病		
症状	呼吸器障害、倦怠感		
治療期間	治療期間の見込み　6　か月・ヵ月以上		※記入必須
通院	通院の頻度　□　月　☑　週　2　回		
入院	入院予定　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日ごろまで		
総合所見 ※家庭保育に対する影響	□　常時、臥床、また安静を保つ必要がある。 □　日常生活に支障があり、多くの介助・支援が必要である。 ☑　基本的に日常生活はできるが、療養が必要である。 ～以下、その他所見～		
家庭保育の可否	□　可　☑　否　（※いずれかにレ点をお願いします。）		

①氏名、傷病名、症状に記載漏れはありませんか？

②治療期間の記入漏れはありませんか？

③総合所見のいずれかに☑入っていますか？

上記のとおり診断する。

証明日　令和　7 年　10 月　18 日

医療機関名　○○病院

所　在　地　湖西市鷲津▽▽番地の１

担当医師名　岡崎　□□　　岡崎

※治療期間の見込み、担当医師の印、証明日の記入がないものは無効となります。
※証明日が証明書提出日３か月以前の場合は無効となります。

書類のダウンロードはこちらから

代替保育届出書【記入要領】

代替保育届出書

どちらか○で囲んでください。	児童名	児童との続柄
	湖西　一郎	父
申込中・入園予定 在園中	第一希望（在園）施設名	児童生年月日
	新居幼稚園	令和７・７・７

（宛先）　湖西市長

届出日　2025　年　11　月　25　日

①記入日を記入してください

②保護者の住所、氏名、電話番号を記入してください

（保　護　者）
住　　所　湖西市鷲津○○○-１
氏　　名　湖西　太郎
電話番号　090-△△△△-□□□□

次のとおり代替保育届出書を提出します。

児　童　名			氏　名：　湖西　一郎　（　令和７年７月７日生）
保育（予定）内容	該当する箇所にご記入ください	親族等に預けている場合	【追加書類】身分証明書のコピー　※親族等が市外在住の場合 氏　名：　湖西　はな 住　所：　湖西市古見○○○-１ 連絡先：　053-576-1114 児童からみた続柄：　祖父・☑祖母・□知人・□その他（　　） ※続柄が祖父母の場合：　同居・☑別居
		施設を利用している場合（該当するものに☑）	【追加書類】 入所契約書（契約施設・契約者・契約期間・保育時間がわかるページ）のコピー 施設名：　○○保育園 □　認定こども園幼稚園部 □　認定こども園保育部　□　幼稚園　□保育所 □　小規模保育事業　□事業所内保育事業（□従業員枠　□地域枠） □　認証保育所　□企業主導型保育事業（□従業員枠　□地域枠） ☑　認可外保育施設（事業所内保育事業以外）□児童発達支援施設 □　その他（　　）
			勤務先等名称：　株式会社　湖西 在地：　湖西市吉美 3268 番地 □その他(　　)
		保育時間	午前・午後　8時　30　分　～　午前・午後　5時 30　分
		日数・曜日	日　数：　週　5　日　／　月　　日 曜　日：　月・火・水・木・金・土・日・不定期

③対象児童の保育状況について該当箇所のみ記入してください
・「親族等に預けている場合」は、お子さまを保育している方の身分証明書のコピーを添付してください　※親族等が市外在住の場合のみ
・「施設を利用している場合」は、入所契約書のコピーを添付してください
・「同伴就労をしている場合」は、同伴している勤務先の状況を記入してください

④預けている期間、時間帯、曜日等を記入してください

※本届出書は、保育施設の利用申込みのために使用するものです。
※届出内容に虚偽が確認された場合は、本届出書は無効とさせていただ　り消しとなることがあります。

書類のダウンロードはこちらから

在籍（入園予定）証明書【記入要領】

在籍（入園予定）証明書

〈保護者記載欄〉

どちらかを〇で囲んでください		
	湖西　一郎	
申込中・在園中	第一希望/在園施設名	児童生年月日
	新居幼稚園	令和７年７月７日

【☞重要】
施設の方に記入を依頼してください

（宛先）湖西市長

所在地　湖西市吉美 3268 番地
施設・事業所名　株式会社　湖西
代表者名　〇〇　△△
電話番号　053-576-1111
担当者名　□□　▽▽
※代表者印・証明日の記入がないものは無効となります。

保育園 〇〇

証明日　2025　年 10 月　10　日

①証明日は記入されていますか？
※証明日が証明者提出日の３か月以前の場合は無効となります

②施設側の記名・押印はありますか？

利用施設	施設種別	☐認定こども園（幼稚園機能：１号認定） ☐認定こども園（保育園機能：２号・３号認定）　☐幼稚園　保育所 ☐小規模保育事業　☐事業所内保育事業（☐従業員枠　☐地域枠） ☐認証保育所　☐企業主導型保育事業（☐従業員枠　☐地域枠） ☑認可外保育施設（認証保育所・事業所内保育事業以外） ☐児童発達支援施設	
	施設名	〇〇保育園	
保護者	氏名	湖西　太郎	
	住所	湖西市鷲津〇〇〇－１	
児童	在籍（入園予定）児童名	湖西　一郎	
	生年月日	令和７年７月７日	年　月　日
	在籍・利用（予定）期間	令和８年４月１日 ☑　～令和９年３月 31 日 ☐　～小学校就学前まで	年　月　日 ☐　～　年　月　日 ☐　～小学校就学前まで
	利用期間の更新の有無	☐有（　か月更新）・☑無	☐有（　か月更新）・☐無

③施設種別、児童名、在籍期間等の記入に誤りはありませんか？

④利用期間の更新がある場合、更新の有無は記入されていますか？

２．幼稚園の情報　※幼稚園に在籍の方のみご記入ください。

通常期間	開園時間（預かり保育時間を含む）	８時 00 分　～18 時 00 分　　１日約　10　時間
	開園日数	１ヵ月　　約　20　日
夏季休暇期間	実施の有無（☑をしてください）	夏季休業期間の実施　　☑　あり　　☐　なし
	開園時間（預かり保育時間を含む）	８時 00 分　～　18 時 00 分　　１日約　10　時間
		うち約　20　日開園

⑤【幼稚園に在籍している方】
幼稚園の開園時間等はもれなく記入されていますか？

書類のダウンロードはこちらから

問い合わせ先：湖西市こども未来部　保育幼稚園課　　053-576-1156

４.選考について

利用調整（選考）は、保育の必要性を考慮し作成した「認可保育施設利用調整基準表」（P30～P31）に基づき、「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」の高い順に入園の内定・承諾を行います。「利用調整基準点」が同一の場合、優先段階の第１段階から順に判断します。

利用調整（選考）方法について

例：A保育園（１歳児）の選考（１歳の受け入れ可能人数が４人であった場合）

□…内定施設　　※きょうだい申込み児童がいない場合

A保育園順番	A保育園判定	内定施設	児童	基準点数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望
１番	○	A保育園	a	29	A保育園	B保育園	D保育園	C保育園	E保育園	F保育園	G保育園
２番	×	B保育園	b	27	C保育園	G保育園	B保育園	A保育園	D保育園	E保育園	
３番	○	A保育園	c	26	A保育園	E保育園	C保育園				
４番	○	A保育園	d	26	B保育園	E保育園	G保育園	C保育園	F保育園	A保育園	D保育園
５番	○	A保育園	e	25	F保育園	G保育園	A保育園				
６番	×	D保育園	f	24	A保育園	D保育園					
７番	×	―	g	23	A保育園						

・第１希望施設～第７希望施設のいずれかで「A保育園」を希望された方について、利用調整基準点の高い順に選考します。

・「A保育園」を第２希望施設～第７希望施設で希望し、「A保育園」に内定となる方は、上位の希望施設で内定とならなかった方となります（児童d）。

・「A保育園」の判定が○の方で「A保育園」の希望より上位の希望施設で内定となった場合（児童b）、判定○は次点へ繰上され、次点の方が内定となります（児童e）。

・きょうだいの利用調整（選考）についてはP20・P21をご覧ください。

令和８年度　湖西市保育施設利用調整指数表

〈基準点の考え方〉

○申請書受付締切日までに提出された書類等により審査します。
○利用調整は、次に定める「【1】基本指数」と「【2】調整指数」の合計値に基づき行います。
○合計値が同点の場合は、「【3】同点の場合の優先順位」に基づき順位を決定します。
○園の職員体制などによっては、必ずしも点数順の調整ができない場合があります。
○転園の申込みをする場合は、基準点に 0.8 を乗じた点数（小数点以下四捨五入）とします。

【1】基本指数(児童の保護者の状態)

区分Ａ～Ｉのうち一番指数の高い細目を父母ともにひとつずつ適用します。

区分	類型		細目		父	母
A	就　労 (就労内定を含む)		月 155 時間以上の就労を常態		20	20
			月 150 時間以上の就労を常態		19	19
			月 140 時間以上の就労を常態		17	17
			月 120 時間以上の就労を常態		15	15
			月 100 時間以上の就労を常態		13	13
			月　80 時間以上の就労を常態		11	11
			月　64 時間以上の就労を常態		9	9
		内職等	内職等で月 64 時間以上の就労を常態		8	8
B	妊娠・出産		出産予定月の前後 2 か月を含む計 5 か月以内			14
C	疾病・障がい	疾病	1 か月以上の入院または常時病臥		20	20
			居宅内療養 （1 カ月以上）	安静を要する自宅療養が必要と診断されている場合	16	16
				上記以外で通院加療を要し、保育が困難な場合	14	14
		障がい	身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A 若しくは精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の交付を受けている者で保育が困難な場合		20	20
			身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 若しくは精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている者で保育が困難な場合		18	18
			身体障害者手帳 4 級の交付を受けている者で保育が困難な場合		14	14
D	親族の介護・看護		病院等の指示により、1 か月以上の付き添いが必要		20	20
			身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A 若しくは精神障害者保健福祉手帳 1～2 級を所持又は介護保険の介護認定 4～5 の認定を受けている親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合		16	16
			身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 若しくは精神障害者保健福祉手帳 3 級を所持又は介護保険の介護認定 2～3 の認定を受けている親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合		13	13
			上記以外の親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合		11	11
E	災害		震災、風水害、火災などの災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合		20	20
F	求職		求職活動、起業準備の場合		7	7
G	就学		国・県等設置の職業訓練施設又は学校教育法に定める学校等に通学（※1　就労に準じる）		※1	※1
H	虐待		虐待や DV のおそれがあると認められる場合		20	20
I	不在等		死亡・離別・行方不明、拘禁等		20	20

【2】調整指数

○番号の 1 から 12 までに該当する調整要件を調整指数として基本指数に加点・減点します。

○同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。

番号	調整要件		指数
1	世帯の状況	生活保護世帯	4
		ひとり親の状況＝親族等と同居していない世帯 （世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす）	10
		ひとり親の状況＝親族等と同居している世帯 （世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす）	6
		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合（要保護児童など）	4
2	育児休業期間の終了※２		5
3	父母どちらかの 1 か月の就労日数（就労日数の少ない方）	月 20 日以上の就労	3
		月 16 日以上 20 日未満の就労	2
		月 12 日以上 16 日未満の就労	1
4	父母のどちらかが保育士等	保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は看護師として市内の特定教育・保育施設等に就労する場合	8
		保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は看護師として市外の特定教育・保育施設等に就労する場合	1
5	きょうだい利用中の園への入園申込	すでにきょうだい（1 人）が希望施設(保育部)を利用中の場合※３	6
		すでにきょうだい（2 人以上）が希望施設(保育部)を利用中の場合※３	7
6	きょうだい同時入園申込	きょうだい同時に申込み（２人）※４	2
		きょうだい同時に申込み（３人以上）※４	4
7	地域型保育事業所の卒園児		20
8	２歳児までを預かる事業所内保育施設（認可外）の卒園児		15
9	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合		8
10	保育料・給食費等に未納があり、督促状が通知されている、または納付相談が無い、納付誓約を履行していない場合		－3
11	入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障をきたすような行為を行った場合 （令和８年度中に辞退をした場合は同一年度と令和９年４月まで減点が適用）		−15
12	他市からの利用調整希望者（転入予定除く）		−20

※２ 緊急一時預かり事業の利用に伴い育児休業を終了した場合、事業の利用中は適用する。
下の子が育休明け新規申込み、上の子が保育園・認定こども園(保育部)からの転園の場合に上の子には適用せず、幼稚園・認定こども園(幼稚園部)からの転園の場合は上の子にも適用

※３ 認定こども園（幼稚園部）に在籍している児童のきょうだいの申込には適用しない。

※４ 同時申込みをしたきょうだいのうち、内定しなかった子について、次月の調整からは適用しない。

【3】同点の場合の優先順位（転園申請の場合は下記 9 項目より下の順位となります）

指数の合計が同点の場合は、利用希望施設の順位を踏まえた上で、下表の判定項目の順に優先順位を決定します。

優先順位	判定項目（同指数者間で比較し、当てはまる時点で決定）
1	湖西市民
2	【1】基本指数が高い世帯
3	【1】基本指数の類型別に優先①災害 ②不在等 ③虐待・DV ④疾病 ⑤障がい ⑥就労 ⑦親族の介護・看護 ⑧就学 ⑨求職 ⑩妊娠・出産
4	【2】調整指数の要件 1『生活保護世帯・ひとり親世帯』の適用がある場合（親族と同居していない場合を優先）
5	【2】調整指数の要件 5『きょうだい利用中の園への入園申込』の適用がある場合
6	希望する保育施設の希望順位が高い順
7	養育している小学校 3 年生以下の子どもの人数が多い世帯
8	保育料・給食費の算定市民税額の低い世帯
9	家庭状況を総合的に考慮し、より保育の必要性があると認められる申込児童

育児休業の延長を希望する場合の申込みについて

申込み時点で入園の希望がない方より、入園の希望がある方を優先して利用調整を行います。入園の希望がない場合には、「１.申込み児童の保育状況」の【質問１】の「育児休業の延長を希望する方で利用調整点数を０点にする場合はチェックしてください。」に☑をしてください。質問１にチェックした場合、利用調整基準点を０点にして選考を行います。この申し出は選考での優先順位を下げることに対する希望であり、選考の結果が保留になることを確約するものではありません。

（例）

選考対象月	申請内容	選考上の点数
４月一次選考	「利用調整基準点を０点とする」を選択し、申請書を提出	０点
４月二次選考		↓
５月選考		↓
６月選考	６月選考の追加書類受付期間内にすでに提出している申請書の質問１の☑を外す手続きを保育幼稚園課の窓口にて行う	43点 （家庭の状況に応じた「基準点」と「調整点」を合算した点数）
７月選考		↓

内定を辞退した場合

内定を辞退した場合、選考の結果が内定とならなかった旨の証明「保育施設入所保留通知」の発行はできません。認可保育施設に入園できていない旨の証明が必要な場合は「保育施設入所待機証明書」を発行しますが内定辞退の有無についても記載されます。発行手続きについてはP35をご覧ください。

保育施設入所待機証明書（抜粋）

保育施設入所待機証明書

児童の氏名	湖西　花子
希望する施設の名称	第１希望　ヒーローズこさいこども園 第２希望　微笑こども園 第３希望　真愛三ツ谷こども園 第４希望　真愛白須賀こども園 第５希望　しらゆりこども園 第６希望　希望の杜保育園 第７希望　きりつ保育園 第８希望　吉美風の子保育園
申請日	令和　年　月　日

上記の児童は、令和　年　月　日　時点において保育が行われていないことを証明します。
なお、湖西市では保育施設の月途中の入園は行っておりません。

備考　　内定辞退の有無　　☑　無　（令和　年　月１日入園分）

保留通知・待機証明書について

入園できなかった場合は、申込み初月のみ「保育施設入所保留通知」を郵送します。その後も認可保育施設に入園できていない旨の証明が必要な場合は、「保育施設入所待機証明書」を発行します。発行手続きについてはP35をご覧ください。

５.湖西市外にお住まいの方の申し込み、湖西市外施設への申込みについて

入所希望月の前月中までに湖西市へ転入予定の方

※申込先：湖西市

【手順】

① 申込受付期間内に申込書類一式を保育幼稚園課に提出してください。

② 利用調整（選考）は、湖西市在住の方と同じ基準で行います。

③ 利用調整（選考）結果は、保育幼稚園課からご自宅に郵送します。

④ 転入手続きが済んだら、保育幼稚園課にお電話ください。

※入所月の前月中までに転入が確認できない場合は、入所が取り消しとなります。

入所希望月までに湖西市へ転入予定のない方

※申込先：お住まいの市区町村

【手順】

① 事前にお住まいの市区町村に連絡してください。

② 申込書類一式は、お住まいの市区町村の様式をお使いいただきます。

③ お住まいの市区町村に申込書類一式をご提出ください。

なお、お住まいの市区町村から湖西市への書類送付に時間を要する場合がありますので、受付締切日の２週間前までにご提出ください。

④ お住まいの市区町村から届いた申込書類等の審査及び利用調整（選考）は湖西市が行います。
申込書類等に不足がある場合は、追加提出の依頼をさせていただく場合があります。

⑤ 利用調整（選考）上、湖西市在住の方よりも優先度は低くなります。

⑥ 利用調整（選考）結果は、お住まいの市区町村からご連絡します。

湖西市外の施設へ申し込みを希望する方

※申込先：湖西市

【手順】

① 受付期間、必要書類等を希望先の自治体にご確認ください。

② 保育幼稚園課に連絡し、申込書類一式を受け取ってください。

③ 必要書類をそろえて、希望先自治体の受付締切日の２週間程度前までに、保育幼稚園課にご提出ください。

※湖西市外へ転出予定の方で希望先の自治体へ直接申込みが可能な場合は、手順②以降は不要です。

６.利用申込み後（待機中）の手続きについて

市外へ転出する場合

市外へ転出する場合は、申込みを継続していただくことができないため、「保育園等入所取下書」をご記入いただき、「支給認定証」を同封のうえ、保育幼稚園課に提出してください。

申込み内容変更に関する手続き（教育・保育給付認定の変更を伴わない場合）

申込み時に提出が間に合わなかった書類がある場合や申込み時と状況が変わった場合には書類受付期間内（P10参照）に下表の必要書類をそろえ、保育幼稚園課に提出してください。書類受付期間内に提出された書類を基に選考します。

状況		必要な手続きや必要書類
就労状況の変更	勤務先、就労時間や就労日数が変わった	就労証明書
	父母のどちらかが単身赴任することになった	
申込児童の保育状況	認証保育所・認可外保育施設・事業所内保育事業（従業員枠）・企業主導型保育事業の利用を開始した	代替保育申請書　＋　入所契約書のコピー または 在籍（入園予定）証明書
	親族に保育をしてもらうようになった	代替保育申請書 ＋【親族が市外の場合】 保育を行う親族の身分証明書（住所地が記載されているページ）のコピー
	同伴就労を開始した	代替保育申請書
	認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園の利用を開始した	必ず保育幼稚園課(☎053-576-1156)に ご連絡ください
育児休業に関すること	育児休業を延長した	育児休業取得証明書
	育児休業を短縮し、職場復帰した	
	出産予定の児童の申込みをし（４月に限る）、その後、育児休業を開始した	
	入園選考順位の変更　①→②を②→①をしたい	特定教育・保育施設等利用希望施設等変更申請書
その他	下の子の妊娠が判明した	母子手帳（表紙と分娩予定日がわかるページ）のコピー
	生活保護を受給するようになった	生活保護証明書のコピー
	課税資料が手元にそろった	令和７年度市区町村民税（非課税）課税証明書等
	申込児童に集団保育の必要があるとの医師や専門家の所見がある	診断書または意見書（任意の様式）
	希望園・きょうだい区分を変更したい	特定教育・保育施設等利用希望施設等変更申請書

教育・保育給付認定変更に関する手続き

申込み時の認定内容に変更が生じた場合は、各月の締切日までに「**特定教育・保育施設等利用希望施設等変更申請書**」に必ず「支給認定証（変更前の内容が記載されたもの）」と下記の必要書類をそろえ、保育幼稚園課に提出してください。

複数年度の申込みをしている場合は、いつの申込み分の変更であるか必ず伝えください。

変更内容		必要書類
事由変更 保育の必要	「求職中だったが就労先が決まった」 「仕事を辞め、求職活動をしている」等 保育を必要とする事由が変わった	新たに保育を必要とすることが分かる証明書類（就労証明書等）（P12参照）
の変更 標準・短時間	就労時間や勤務日数が変更になったため、保育標準時間認定・保育短時間認定の変更をしたい	**就労証明書**
変更 世帯状況の	離婚・別居（住民票が別）が成立した	なし
	離婚調停を開始し、別居（住民票が別）をするようになった	離婚調停中であることが分かる裁判所の書類
	婚姻・養子縁組をした	新しく世帯に追加となった方の保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）（P12参照）

その他の手続きについて

●支給認定証の再発行について

支給認定証を紛失し、再発行が必要な場合には「支給認定証再交付申請書」にご記入のうえ、保育幼稚園課に提出してください。「支給認定証再交付申請書」の様式は「湖西市ウェブサイト」からダウンロードできます。再交付申請書の確認後、「支給認定証」を郵送します。

●保育施設入園待機証明書の発行について

利用開始希望月の翌月以降に待機していることの証明が必要な場合には、「保育施設入所待機証明書」が発行できます。証明書が必要な場合、「保育施設入所保留通知」に同封されている「保育施設入所待機証明書発行依頼書」をご記入のうえ、保育幼稚園課に提出してください。各月の入所選考が終わってから「保育施設入所待機証明書」を郵送します。「保育施設入所待機証明書発行依頼書」の様式は「湖西市ウェブサイト」からもダウンロードできます。

なお、窓口での交付を希望される場合は、各月の入所選考が終わってからの発行（証明月の前月10日頃）となりますので、事前に保育幼稚園課（☎053-576-1156）にご連絡ください。

●申込みの必要がなくなった場合

保育の必要がなくなった場合等、認可保育施設への申込みを取下げる場合には、保育幼稚園課の窓口で「保育園等入所申込取下書」にご記入いただき、「支給認定証」を同封のうえ、保育幼稚園課に提出してください。

書類のダウンロード
はこちらから

7.内定・承諾後について

ならし保育について

入園当初、お子さまの集団保育への適応などを目的として、ならし保育をする場合があります。見学または面接の際に各認可保育施設にご相談ください。

育児休業中の方が認可保育施設に入園できた場合は、必ず入園月中に復職してください。

併せて「復職証明書」の記入を勤務先に依頼し、入園月中の復職の期間が記入されていることを確認のうえ期限までに保育幼稚園課に提出してください。

退園となる場合

①入園後、市外へ転出する場合は、転出した日の月末までは利用が可能です。翌月以降も引き続き利用を希望する場合は、同様に転出先の市区町村において教育・保育給付認定申請及び利用申込みが必要となりますが、あらためて利用調整（選考）を行うため、継続利用できない場合もあります。

②１か月のうち１日も登園しなかった場合（里帰り出産が理由の場合は、２か月のうち１日も登園しなかった場合）

③求職活動等の認定期間が満了になる場合

退園の手続きについて

退園を希望する場合は、退園月の10日までに利用施設へ申し出をし、退園届等を提出してください。

利用施設の変更（転園）を希望する場合

あらためて利用調整（選考）を行うため、新規の申込者と同様に申請書類をそろえていただき、転園希望月の申請書類受付期間内（P10参照）に申込書類一式を保育幼稚園課に提出してください。利用調整（選考）に当たっては、点数順にご案内となりますのでご了承ください。また、転園後は元の認可保育施設には戻れませんのでご注意ください。

育児休業中の認可保育施設の利用について

在園中に生まれた下の子の育児休業期間中に認可保育施設を利用することは可能です。

教育・保育給付認定内容の変更をしたい場合

入園後、認定内容に変更が生じた場合（変更を希望する場合）には、変更申請の手続きが必要となります。変更する際は、前月までに「**特定教育・保育施設等利用希望施設等変更申請書**」に必ず「支給認定証（変更前の内容が記載されたもの）」と下記の必要書類をそろえ、保育幼稚園課に提出してください。

変更内容		必要書類
保育の必要事由	「求職中だったが就労先が決まった」 「仕事を辞め、求職活動をしている」等 保育を必要とする事由が変わった	新たに保育を必要とすることが分かる証明書類（就労証明書等）（P12参照）
認定時間	就労時間や勤務日数が変更になったため、保育標準時間認定・保育短時間認定の変更をしたい	**就労証明書**
世帯状況	離婚・別居（住民票が別）が成立した	なし
	婚姻・養子縁組をした	新しく世帯に追加となった方の保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）（P12参照）

例：保育短時間から標準時間の変更を令和８年５月15日に行った →６月から標準時間に変更

書類のダウンロードはこちらから

※変更が生じた場合、園と保育幼稚園課に必ず連絡してください（申請中・入園後）

８.利用者負担（保育料）【０～２歳児クラス】・副食費の免除判定【３～５歳児クラス】について

利用者負担（保育料）

認可保育施設の運営に必要な経費は、国と県と市による公費負担と、市区町村民税所得割課税額に応じて保護者の皆様にご負担いただく利用者負担（保育料）で賄うこととなっています。（保育士の人件費等に充てられます。）

利用者負担（保育料）は、国が定める上限額の範囲内で市が設定することとなっています。湖西市では、保護者のご負担を軽減するために、国が定める利用者負担（保育料）の上限額よりも低く設定した利用者負担（保育料）としています。認可保育施設で児童を保育するには、児童の処遇向上や保育内容の充実などに多くの経費が必要となります。（保育料表はP39をご覧ください。）

※保育料には延長保育料は含まれません。その他、施設が設定する実費負担金等がかかる場合があります。

（例：教材費、園服、体操服 等）

利用者負担（保育料）決定・副食費の免除判定方法

認可保育施設の利用者負担（保育料）・副食費の免除判定は、児童の父母等、保護者の市区町村民税所得割課税額及び児童の４月１日の前日の年齢（学年齢）、教育・保育給付認定区分、きょうだいの状況等によって決まります。なお、保護者（父母等）の月当たりの総収入が標準基準額を下回った場合、同居している祖父母等のいずれか収入の高い方が保育料算定の対象となる場合があります。

令和７年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書
（納税義務者用）

所得	給与収入	
	給与所得（所得金額調整控除後）	
	その他の所得計	
	総所得金額①	
所得控除	雑損	
	医療費	
	社会保険料	
	小規模企業共済	
	生命保険料	
	地震保険料	
	障・寡・ひ・勤	
	配偶者	
	配偶者特別	
	扶養	
	基礎	
	所得控除合計②	

主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡一時

控配	老配	扶養親族該当区分					本人該当区分					寡婦損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	

課税標準		
	総所得③	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	山林所得	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

税額			
	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当・既委託納付額⑪		
	既納付額⑫		
	差引納付額		
	変更前税額⑬		
	増減額（⑨－⑬）		
	変更月		月

（適用）

市民税所得割課税額（利用者負担（保育料）算定・副食費の免除判定の対象となる税額）
＝所得割額⑥ ＋（適用）に寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除等がある場合は足し戻してください。

市区町村民税課税年度による切替え

４月から８月までの利用者負担（保育料）は前年度分、９月以降は当年度分の市区町村民税所得割課税額により決定するため、年度内に利用者負担（保育料）が変更になる場合があります。

保育料	令和８年度									令和９年度		
適用期間	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
課税年度	令和７年度					令和８年度						

＊令和８年度において、２歳児クラスのお子さま（令和５年４月２日生まれから令和６年４月１日生まれまでの子）が３歳の誕生日を迎えた場合には、年度途中に３号認定から２号認定に変更となりますが、**令和８年度中（令和９年３月まで）は３号認定の区分の利用者負担（保育料）が適用**となります。

利用者負担（保育料）・副食費免除の免除判定の変更

算定の基礎となった市区町村民税の修正や更正があった場合、利用者負担（保育料）が変更となる場合があります。変更となった場合、適用期間の開始月**（ただし同一年度内に限る）**に遡って利用者負担（保育料）・副食費の免除判定を変更し、料金の追加徴収または返還をさせていただきます。

※結婚や離婚等により家族構成に変更があった場合にも、利用者負担（保育料）が変更となる場合があります。

きょうだいがいる場合の利用者負担（保育料）の軽減

同一世帯において「18歳に到達する日以後の最初の３月31日までの間にある者」のうち、年長者から数えて保育園・認定こども園等に在園している子が第２子以降の場合は、保育料が無料となります。

保育料表の見方

令和５年９月１日現在

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分				月額保育料（円）	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
第１階層	生活保護世帯			0	0
第２階層	市民税非課税世帯			0	0
第３階層	市民税所得割額	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,800	3,600
			その他世帯	10,800	10,000
第４－１階層		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,400	4,200
			その他世帯	15,600	14,800
第４－２階層		57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,800	4,400
			その他世帯	20,600	19,800
第４－３階層		77,101円以上	97,000円未満	22,200	20,800
第５階層		97,000円以上	169,000円未満	33,200	32,800
第６階層		169,000円以上	301,000円未満	48,800	48,000
第７階層		301,000円以上	397,000円未満	64,000	63,000
第８階層		397,000円以上		80,000	78,600

例：２歳児クラス（第１子）・保育標準時間利用で

父親の所得割額80,000円・母親の所得割額30,000円の場合

父親の所得割額80,000円＋母親の所得割額30,000円＝110,000円（保護者合算）

市民税所得割額110,000円は第５階層になり、５階層に記載のある金額を確認。

この場合、保育料は１か月当たり33,200円となります。

幼児教育・保育の無償化について（３歳～５歳児クラス）※１号利用認定を除く

利用者負担（保育料）

３歳児～５歳児クラスは無償（０円）です。

副食費

３歳児～５歳児クラスの給食費のうち副食費について、一部の世帯は副食費が免除となります。
免除対象者には市から副食費免除決定通知書を交付します。

【免除対象】

・保護者(児童の父母等)の市区町村民税所得割課税額が57,700円未満
（ひとり親世帯等の場合、77,101円未満）

・第３子以降（小学校就学前までの子どもをカウントします）

【参考】

保育園・こども園（保育部）保育料　徴収基準額表

４月１日時点で３歳児以上の場合、保育料は無料です。
３歳児未満の場合は下表のとおりです。

令和５年９月１日現在

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分				月額保育料（円）	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
第１階層	生活保護世帯			0	0
第２階層	市民税非課税世帯			0	0
第３階層	市民税所得割額	48,600 円未満	ひとり親世帯等	3,800	3,600
			その他世帯	10,800	10,000
第４－１階層		48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	4,400	4,200
			その他世帯	15,600	14,800
第４－２階層		57,700 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	4,800	4,400
			その他世帯	20,600	19,800
第４－３階層		77,101 円以上 97,000 円未満		22,200	20,800
第５階層		97,000 円以上 169,000 円未満		33,200	32,800
第６階層		169,000 円以上 301,000 円未満		48,800	48,000
第７階層		301,000 円以上 397,000 円未満		64,000	63,000
第８階層		397,000 円以上		80,000	78,600

○ 保育料は、父母の市民税所得割合算額により算定します。父母以外の者（祖父母等）を家計の主宰者と判断した場合は、その者の市民税所得割額を含めて算定します。

○ 月途中の退園の場合でも、その月分の保育料がかかります。

○ 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親家庭、在宅障害児（者）が世帯員にいるなどの世帯です。「その他世帯」とは、「ひとり親世帯等」以外の世帯です。

○ 多子軽減について
同一世帯内の「１８歳に到する日以後の最初の３月３１日までの間にある者」のうち年長者から数えて保育園・認定こども園等に在籍している子が第２子以降の場合は無料になります。

○ 基準となる市民税所得割額について、４月から８月まで分は前年度を、９月から３月まで分は当該年度を基に算定します。

○ 入園は毎月初日（１日）です。復職日等の関係で月途中からの利用でも月額の保育料がかかります。※日割り計算は行いません。

９.利用者負担（保育料）の納付方法について

私立認定こども園・小規模保育事業

利用者負担(保育料)は施設へのお支払いとなります。支払い方法や納期限は、施設へお問い合わせください。

公立認定こども園・私立保育所

利用者負担(保育料)は市へのお支払いとなります。支払い方法は、口座振替又は納付書による支払いのどちらかを選択できます。納期限は次のとおり、当月の末日（末日が金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日）です。

月分	納期限（口座振替日）	月分	納期限（口座振替日）
４月分	令和８年４月30日（木）	10月分	11月２日（月）
５月分	６月１日（月）	11月分	11月30日（月）
６月分	６月30日（火）	12月分	１月４日（月）
７月分	７月31日（金）	１月分	２月１日（月）
８月分	８月31日（月）	２月分	３月１日（月）
９月分	９月30日（水）	３月分	３月31日（水）

《保育料の支払い方法》

・納付書による支払いを希望する場合

毎月、納付書をご自宅へ郵送します。

・口座振替による支払いを希望する場合

入園決定の通知の際に同封する「口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、下記金融機関のうち預金口座のある金融機関の窓口で、申込み手続きをしてください。

なお、原則、**月の20日**まで（20日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日）に手続きされた場合には、**翌月分**の利用者負担（保育料）から口座振替を開始します。

手続きが間に合わなかった場合には納付書による支払いとなりますので、直接お支払いください。

例：令和８年3月19日に手続き完了　→　４月分の保育料から振替開始
令和８年3月25日に手続き完了　→　５月分の保育料から振替開始

※領収書は発行しませんので、通帳の記帳をもって領収とさせていただきます。

※納付書払いから口座振替に切換える場合も、上記「口座振替による支払いを希望する場合」のとおり手続きを行ってください。

《口座振替の手続きが可能な金融機関》

区分	金融機関名称
銀行	静岡・ゆうちょ
信用金庫	浜松磐田・遠州
その他	静岡県労働金庫・とぴあ浜松農協・東日本信用漁業協同組合連合会

９.一時預かり事業（一時保育）について

※令和７年度の事業内容を掲載しています。

一時預かり事業（一時保育）とは

・保護者の断続的な労働や急病などでお子さまを保育できない場合、または保護者が育児に負担を感じリフレッシュしたい場合に、一時的に認定こども園や保育所、地域型保育事業でお子さまを預かり、保育します。

・該当年齢クラスに空きがないなどの理由により、お預かりできない場合もあります。

利用できる対象児童

・保護者の短時間・断続的労働、職業訓練、就学等により、原則として月10日間までで家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童

・保護者の災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童

・保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を解消する等の理由により一時的に保育が必要となる児童

・障がい等があり、集団生活に慣れさせるために保育を必要とする児童

※認定こども園（保育所機能）、保育所、小規模保育事業又は事業所内保育事業を利用しているお子さんのご利用はできません。

実施施設

認定こども園・保育所・小規模保育事業（ヒーローズこさいこども園以外）

令和７年度利用料　公立こども園（新居幼・岡崎幼）の場合：１人１回あたり

※私立園は園によって料金が異なりますので園へ直接確認してください

年齢区分	利用時間	利用料
０～２歳児	１日あたり　８時間	１回　1,800円（給食費含む）
３～５歳児		１回　1,363円（給食費含む）

※市区町村民税非課税世帯等の児童は利用料および副食費の免除制度があります。

※年齢区分は、当該年度４月１日の前日の年齢による区分です。

利用申込み

・利用する際は、あらかじめ希望する施設に直接申込みをしてください。

※施設の状況等により、受入れができない場合があります。

書類のダウンロード
はこちらから

10. ＦＡＱ（よくあるご質問）

利用の申込みに関すること

Q1-1	利用申込みはいつまでにすればよいですか？
A	４月から利用希望の場合は特別なスケジュールを設けて実施します。詳しくはP8をご覧ください。 年度途中からの利用を希望する場合は利用希望月の前々月20日頃が申込みの締切日となります。 詳しくはP10をご覧ください。

Q1-2	利用申込み書類はどこに行けばもらえますか？
A	健康福祉センター（おぼと）１階の保育幼稚園課で書類一式を受け取ってください。

Q1-3	認可保育施設と幼稚園の併願はできますか？
A	併願は可能です。

Q1-4	利用申込みに際して、希望する認可保育施設には必ず見学に行く必要はありますか？
A	認可保育施設によって保育方針、雰囲気、延長保育の有無、諸経費等さまざまな違いがあります。お子さまが毎日通う施設ですので、事前に見学してください。見学する場合、施設へ事前にご連絡のうえ、日程の調整を行ってください。なお、見学できない場合は、施設に電話し保育方針等についてご確認ください。

Q1-5	令和８年度中の申込みと令和７年度中の申込みを考えています。
A	令和８年度分と令和７年度分の申込み書類をそれぞれそろえていただき、それぞれの受付期間内にご提出ください。

Q1-6	申込書類提出後に追加の書類を提出することはできますか？また、どこに提出すればよいですか？
A	可能です。利用希望月の受付期間内（締切日当日必着）までに保育幼稚園課へ提出してください。受付期間を過ぎて提出された場合は、次回の利用調整（選考）からの適用となります。詳しくはP10をご覧ください。

Q1-7	湖西市に転入する予定ですが、申込みの手続きはどのようにすればよいですか？
A	入園希望月までに湖西市へ転入する場合は、湖西市へ直接申込みとなります。入園希望月を過ぎてから湖西市へ転入予定の場合は、現在お住まいの市区町村を通じての申込みとなります。詳しくはP33をご覧ください。

Q1-8	湖西市に転入の予定はありませんが、湖西市の認可保育施設を申込みすることはできますか？
A	現在お住まいの市区町村を通じての申込みとなります。詳しくはP33をご覧ください。

Q1-9	湖西市に住所があります。湖西市外の認可保育施設を利用するにはどのような手続きが必要ですか？
A	希望する施設がある自治体に申込期限、必要書類等をご確認のうえ、保育幼稚園課（☎053-576-1156）にご連絡ください。詳しくはP33をご覧ください。

Q1-10　現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできますか？
A　できません。

Q1-11　入園先が決まってから求職活動を始めたいのですが、申込みはできますか ？
A　申し込みは可能です。

Q1-12　申請書類の記入を間違えた場合、どのように修正すればよいですか？
A　修正箇所に二重線を引き、余白に正しい情報をご記入ください。なお、修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください。

Q1-13　就労証明書の内容が間違っている場合、どのように修正すればよいですか？
A　勤務先に修正を依頼してください。修正箇所には二重線を引き、記入者の訂正印を押印し、余白に正しい情報をご記入ください。なお、修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください。

Q1-14　申込みをした後に希望園の追加、変更またはきょうだい申込区分の変更をする場合はどのような手続きが必要ですか？
A　希望の変更手続きは保育幼稚園課へお越しください。希望月に応じて受付期間を定めています。詳しくはP8またはP10をご覧ください。

Q1-15　希望施設名はすべて（８施設）記入する必要はありますか？
A　必ずしもすべて記入する必要はありません。しかしながら、より多くの施設をご記入いただいた方が、施設を利用できる可能性が高くなります。また、内定を辞退されますと、施設の運営に支障が出る場合があります。事前に見学をするなどして、必ず通える施設をご記入ください。

Q1-16　きょうだいで申込みをする場合、書類は人数分必要ですか？
A　必要です。ただし、就労証明書、診断書、在籍（入園予定）証明書、課税資料については、きょうだいのいずれかに原本を添付すればそれ以外の申請児童についてはコピーでも構いません。

Q1-17　医療的ケア児はどの施設でも申込み可能ですか？
A　申し込みは可能ですが、医療的ケア時の受け入れは特定の施設でのみ対応しています。まずは申請をする前に一度余裕をもって、保育幼稚園課（☎053-576-1156）にご連絡ください。

教育・保育給付認定に関すること

Q2-1　１か月に必要な勤務日数に決まりはありますか？
A　勤務日数に決まりはありません。月64時間以上（休憩時間を除く）の就労が確認できることが必要です。

Q2-2　夜勤のみの仕事ですが、利用申込みはできますか？
A　夜勤のみのお仕事であっても申込みは可能です。ただし、月64時間以上（休憩時間を除く）の就労が必須条件となります。

Q2-3	これから転職予定です。就労証明書は現在の勤務先または新しい勤務先のどちらが必要ですか？
A	利用を希望する月以降に勤務する会社の「就労証明書」をご提出ください。

Q2-4	現在、就労の内定をもらっていますが、保育を必要とする証明書としてはどの様式を提出すればよいですか？
A	就労内定先にて「就労証明書」を記入していただけるのであれば「就労証明書」をご提出ください。その場合は「就労」事由での申請となります。提出できない場合は、「求職活動」を事由としての申請となりますので「申立書」をご提出ください。

Q2-5	これから仕事を探す予定ですが、利用申込みはできますか？
A	仕事を探している又は起業準備をしている場合には「求職活動」の認定を受けることができます。ただし、入園が決定した場合、90日を経過する日までに就労証明書を提出しないと退園となります。

Q2-6	現在、会社勤務ですが、第２子の出産を控えています。保育を必要な事由はどのようになりますか？
A	入園希望月が産前８週・産後８週中の場合には「妊娠・出産」事由での認定となります。この場合、認定期間は出産日から起算して８週間を経過する日の翌日の月末までとなります。

Q2-7	保育を必要とする事由が複数ある場合はどうすればよいですか？
A	保育に必要な事由が複数ある場合についても、１つの事由での認定となります。現状で保育の必要度が高い事由で申請をしてください。ただし、就労先が複数ある場合は、それぞれの「就労証明書」を提出すれば、合わせて認定・利用調整（選考）することも可能です。（勤務時間等の重複は認められません）

Q2-8	仕事が決まったため、認定内容等を変更したいのですがどうすればよいですか？
A	保育必要事由の変更手続きをする必要があります。「教育・保育給付認定変更申請書※」に必ず「支給認定証」と「就労証明書」を添付し、保育幼稚園課に提出してください。前月中に提出されれば、翌月からの変更となります。

利用選考に関すること

Q3-1	利用調整（選考）はどのように行うのですか？
A	「利用調整基準表」に基づき「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」の高い順に選考を行います。「利用調整基準点」が同点の場合、優先段階の第１段階から順に判断します。詳しくはP30～P31をご覧ください。

Q3-2	複数の施設の利用を希望した場合、どのように利用調整（選考）されますか？また第１希望のみ希望した場合には優先されますか？
A	希望した施設のうち複数の施設に内定となった場合は、内定となった施設の中の最上位の希望施設に内定となります。また、第１希望のみ記入された方と複数の施設を記入した方との利用調整（選考）上の優劣はありません。詳しくはP29～P31をご覧ください。

Q3-3	利用調整（選考）上、申込みが早い方が有利になりますか？
A	早く提出しても選考上有利になることはありません。不備なく書類をそろえていただき、受付期間内にご提出ください。

Q3-4	パートや派遣社員での就労の場合、正社員と比べて優先順位は下がりますか？
A	雇用形態によって優先順位が下がることはありません。あくまでも１か月の就労時間・就労日数に応じて「利用調整基準点」を決定します。

Q3-5	育児休業からの職場復帰後は育児短時間勤務制度の利用を考えています。育児休業取得前と職場復帰後、どちらの勤務時間での利用調整（選考）となりますか？
A	雇用契約上の勤務時間にて利用調整（選考）を行います。

Q3-6	きょうだいで申込みをした場合、別々の施設になってしまうことはありますか？
A	きょうだい申込みの内容によっては別々の施設に内定となる場合があります。きょうだい同時申込申請書（P19参照）に、きょうだい申込み時の利用希望を選択する箇所がありますので、家庭状況に応じてご記入ください。詳しくはP20・P21をご覧ください。

Q3-7	希望順位が下位の施設に内定しました。第１希望の施設に空きができたら移ることができますか？
A	一度内定した場合、現在提出していただいている書類は利用調整（選考）上、無効となります。そのため、第１希望の施設を希望される場合には、翌月以降に再度お申込みをする必要があります。

Q3-8	利用開始（入園）後に施設を変更（転園）することはできますか？
A	現在、ご利用中の施設から他の施設へ変わりたい場合は、新規の利用申込みと同様の手続きが必要です。また、転園を希望する場合は、利用調整（選考）上、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）となり、転園希望以外のお子さまを優先して利用調整（選考）します。

Q3-9	転園先に入園（利用開始）後、事情により元の施設に戻ることはできますか？
A	転園によって空いた枠を翌月以降の募集枠としていますので、元の施設に戻ることはできません。元の施設へ戻りたい場合は、新規の利用申込みと同様の手続きが必要です。また、転園を希望する場合は、利用調整（選考）上、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）となり、転園希望以外のお子さまを優先して利用調整（選考）します。

Q3-10	第三者へ申込みを相談・依頼することによって、有利になることはありますか？
A	有利に取り扱うことは一切ありません。

保育料・副食費（免除判定）に関すること

Q4-1	保育料や副食費の免除はどのように決定するのですか？
A	保育料や副食費の免除は、お子さまの属する世帯の父母及び生計主宰者である祖父母等の市区町村民税額で決定します。詳しくはP37～P39をご覧ください。

Q4-2	年度途中に３号認定から２号認定に変わったのですが、保育料は変更になりますか？
A	保育料は４月１日時点のクラス年齢で決定します。よって、同年度中（４月から３月まで）は３号認定区分の保育料が適用されます。

Q4-3	市立と私立の認可保育施設で保育料は異なりますか？
A	保育料は市立でも私立でも変わりません。なお、施設によってはPTA会・保護者会費や制服代などの実費負担金等がかかる場合がありますので、別途必要となる費用の詳細は各施設にお問合わせください。

Q4-4	保育料等の納付方法は施設によって異なりますか？
A	施設によって異なります。詳しくはP40をご覧ください。

育児休業に関すること

Q5-1	育児休業を証明する指定の様式はありますか？
A	指定の様式として「育児休業取得証明書※」があります。なお、就労証明書に育児休業期間の記入があれば指定の様式での提出は不要です。ただし、育児休業期間を変更する場合は、別途提出をしてください。 ※「育児休業取得証明書」はP35の二次元コードからダウンロードできます。

Q5-2	育児休業給付金を延長するためにはどのような手続きが必要になりますか？
A	育児休業給付金の延長方法については、勤務先またはハローワークへお問い合わせください。

Q5-3	育児休業中に入園が決まったがいつまでに復職すればよいですか？
A	入園月中に復職をしてください。

Q5-4	育児休業を延長するにあたり、利用開始希望月の翌月以降も待機していることを証明する書類を発行してもらうことはできますか？また、その際はどのような手続きが必要となりますか？
A	「保育施設入園待機証明書」を発行できます。「保育施設入園待機証明書発行依頼書※」にご記入の上、保育幼稚園課へ提出してください。依頼書が確認でき次第、「保育施設入園待機証明書」を作成し、ご自宅に郵送します。詳しくはP35ご覧ください。 ※「保育施設入園待機証明書発行依頼書」はP35の二次元コードからダウンロードできます。

Q5-5	育児休業の延長を希望し、利用調整点数を０点にして申込みをしたが、認可保育施設への入所を希望する（通常の利用調整点）に変更したい。どのような手続きが必要ですか？
A	変更を希望する場合には各月の受付期間内（締切日当日必着）に保育幼稚園課の窓口で申請書の修正をしてください。

12. 認可保育施設一覧

○施設によって休園日が異なります。祝日のご利用を希望される場合は特にご注意ください。
○施設によって保育内容にさまざまな特色があるため、利用申込みをする前に施設を見学してください。
○施設によって会費（ＰＴＡ・保護者会等）や体操服、園服などの費用がかかることがあります。

【私立　認可保育所】

園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
希望の杜保育園	105	日曜・祝日 年末年始（12/29-1/3）	鷲津 2494 番地の 1	053-523-6501

【公立　幼保連携型認定こども園】

園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
岡崎幼稚園 （保育部）	99	日曜・祝日 年末年始（12/29-1/3）	岡崎 2586 番地の 37	053-577-0328
新居幼稚園 （保育部）	119		新居町新居 1730 番地	053-594-0249

○「岡崎幼稚園」「新居幼稚園」は土曜保育における給食の提供はありません。

【私立　幼保連携型認定こども園】

園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
微笑こども園	90	日曜 年末年始（12/29-1/3） ゴールデンウイークにかかる祝日	梅田 128 番地の 3	053-572-3171
おかさきこども園	120	年末年始（12/29-1/3）	吉美 3294 番地の 136	053-577-1234
しらゆりこども園	75	日曜・祝日 年末年始（12/29-1/3）	入出 377 番地	053-573-2088
真愛三ツ谷こども園	90	日曜 年末年始（12/29-1/3）	新居町中之郷 2044 番地の 2	053-525-7005
真愛白須賀こども園	99		白須賀 4207 番地	053-579-2238

【私立　保育所型認定こども園】

園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
ヒーローズこさい こども園	138	日曜・祝日 年末年始（12/29-1/3）	吉美 3279 番地の 1	053-523-6445

【私立　小規模保育事業所】

園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
きりつ保育園	19	日曜・祝日 年末年始（12/29-1/3）	古見 1155 番地の 6	053-522-7095
吉美風の子保育園	19		吉美 1482 番地の 3	053-569-6902

○２歳児までを預かる園です。
　卒園する際には、他の保育園・こども園への転園申請をしていただきます。その際、調整指数の加点があります。
○吉美風の子保育園は、「真愛三ツ谷こども園」の連携施設となっているため、２歳児で卒園する際に優先転園枠の設定があります。

【企業主導型保育施設】

園名	定員	休園日	所在地（湖西市）	電話番号
PEVE モリの子保育園 （地域枠）	地域枠　　10 名 共同枠(※１)20 名	土曜・日曜・祝日 年末年始（12/29-1/3）	湖西市岡崎 20 番地	053-577-5900

※１共同枠は地域枠と従業員枠どちらでも利用できる枠のことです。

○企業主導型保育施設は、その企業で勤務している方向けの保育施設で、令和７年４月から企業で勤務していなくても入園ができる地域枠が新設されました。
○申請方法・申請期限・入園決定方法等は PEVE モリの子保育園が設定しますので、入園を検討する際には直接お問い合わせください。（湖西市の指数表は使用しません。）